

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成22年12月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から21日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 異議はないものと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、10番 大黒孝行君と2番 藤井六一君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、報告書の提出について申し上げます。

教育委員会委員長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成21年度下田市教育委員会自己点検・評価報告書の提出がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

さきの11月臨時会で報告いたしました総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の視察報告書をお手元に配付してありますので、ご覧ください。

次に、姉妹都市訪問につきましても、さきの11月臨時会で報告いたしましたが、その報告書をお手元に配付してありますので、ご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君）朗読いたします。

下総庶第126号。平成22年12月8日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成22年12月下田市議会定例会議案の送付について。

平成22年12月8日招集の平成22年12月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第63号 教育委員会委員の任命について、議第64号 和解について、議第65号 損害賠償の額を定めることについて、議第66号 第4次下田市総合計画基本構想について、議第67号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第68号 下田市林道管理条例の制定について、議題69号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第70号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）。

下総庶第127号。平成22年12月8日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成22年12月下田市議会定例会説明員について。

平成22年12月8日招集の平成22年12月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 糸賀秀穂、総務課長 鈴木貞雄、市民課長 原 鋪夫、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納室長 山崎智幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 増田徳二、健康増進課長 平山廣次、福祉事務所長 清水裕三、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会

生涯学習課長 前田真理。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（増田 清君） これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は8名であり、質問件数は22件であります。

通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、消防団詰所の耐震対策について。2、公民館等の耐震問題について。

3、未給水地域の対応と水道施設について。

以上3件について、4番 土屋雄二君。

4番。

〔4番 土屋雄二君登壇〕

4番（土屋雄二君） おはようございます。

政新会の土屋雄二です。議長の通告に従いまして一般質問を行います。

消防団詰所の耐震対策について。

我が国における耐震基準は、1923年（大正12年）9月1日の関東大震災を契機に、翌年1924年（大正13年）市街地建築物法施行規則の改正が行われ、数回の災害により改正が繰り返されてまいりました。1968年（昭和43年）5月16日の十勝沖地震の被害を踏まえ、RC（鉄筋コンクリート）づくり帯筋の基準を強化し、1981年（昭和56年）6月1日建築基準法施行令改正（新耐震）で1次設計、2次設計の概念が導入されました。

1次設計では、構造耐力上主要な部分の地震時の応力度が許容応力度を超えないことを確認する（施行令第82条の1）。2次設計では、地震による変形に関する計算及び材料強度による耐力計算を行い、基準を満たすことを確認する（施行令第82条2から4）。この法令により昭和56年6月1日以前の建築確認の建物は耐震基準に対応していないと解釈されます。

耐震性をランクづけして評価しており、ランク は、東海地震に対して耐震性を有する建物、ランク ・ は建築基準法耐震性を有するとされる建物、ランク は耐震性が劣る建物、倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される建物。

現在、下田市には26カ所の消防団詰所があり、 a と b の評価が妥当と思われる箇所が7カ所ありますが、疑問に思う点について質問いたします。

1 - 3の詰所(3丁目)。鉄骨づくり2階建て、平成5年6月30日建築、ランク b、表札にコミュニティー消防センターと記載がありますが、どのような利用がされているのかお伺いいたします。

2 - 3の詰所(下大沢)。鉄骨づくり平屋建て、昭和60年3月30日建築、ランク b。この建物は河川の横にあり、河川の石積みが下がり、基礎の横に大きな亀裂があり、大水が出ると非常に危険な状態です。当局の認識と対応についてお伺いいたします。

5 - 3の詰所(須崎)。鉄骨づくり2階建て、昭和63年9月30日建築なのにランクがついてないのは何か理由があるのか。また、詰所中央の赤色ランプが破損したままになっているが、その対応についてお伺いいたします。

下田市には、aの詰所が、3 - 1詰所(箕作地区コミュニティー消防センター)、鉄骨づくり2階建て、平成18年1月27日建築しかないが、1 - 4の詰所(消防庁舎併用)、鉄筋づくり2階建て、平成6年3月20日建築と、2 - 2の詰所(立野)鉄骨づくり平屋建て、平成6年1月31日建築(稲生沢公民館併用)の建物もランク aと解釈してよいのかお伺いいたします。

残りの19カ所の詰所については、昭和48年後半から56年半ばに建築されており、耐震診断は未診断でランク と判断されると思いますが、その判断でよいのかお伺いいたします。

4 - 1詰所(北湯ヶ野)、木造2階建て、昭和54年3月29日建築の建物は、2階に上がる階段が基礎から踊り場までさびて穴があいており、非常に危険な状態です。速やかに対応すべきと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

5 - 2の詰所(外浦)、木造2階建て、昭和49年9月3日建築の建物は、海岸の近くにあり、風当たりが強いためか壁のボードが数枚はがれて、また破損し、柱のもとも腐り、全詰所の中で一番悪い状態で、対応が必要と思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

4 - 3の詰所(加増野)、木造2階建て、昭和56年7月27日建築は、国有地を占有しており、バスの退避所をつくるため移転の計画があると聞いておりますが、どのようになっているのかお伺いいたします。

詰所には、やぐらにサイレンと半鐘のあるところ(1 - 2、二丁目・2 - 2、河内)とサイレンのみ(2 - 1、西本郷・6 - 3、田牛)、やぐらと半鐘のみ(2 - 3、蓮台寺・4 - 1、北湯ヶ野)、やぐらはあるがサイレンも半鐘もないところ(2 - 4、西中・7 - 1、原田)と何もない17カ所、詰所の名前が書いてない(2 - 1、西本郷・2 - 3、蓮台寺・6 - 2、大賀茂)といろいろですが、災害の伝達方法はどのように対応しているのかお伺いいた

します。

市長にお伺いします。消防団詰所は地域防災の拠点となる重要な施設であり、詰所の建物は1階に消防車や作業用の機材が置かれ、空間が広いとため強度が取りにくい建物です。詰所の27年問題を第4次下田市総合計画ではどのように位置づけしているのかお伺いいたします。

消防団詰所は、火災、水害に対応するため、消防車を初め多くの道具を管理し、消火作業、夜間巡回、人探し等の任務の拠点となる大切な施設です。

公民館の耐震問題について。

現在、下田市には11棟の公民館があります。稲生沢公民館（平成6年1月建築）と朝日公民館（平成元年2月建築）の2棟を除く9棟の建物は耐震規制の対象となっております。

昭和30年代の建物、椎原公民館、昭和31年12月建築、木造平屋建て、56平方メートル、須原公民館、昭和33年11月建築、木造平屋建て、203平方メートル、八木山公民館、昭和33年12月建築、木造平屋建て、46平方メートル、北湯ヶ野公民館、昭和35年2月建築、木造平屋建て、100平方メートル、落合公民館、昭和36年4月建築、木造平屋建て、79平方メートル、昭和40年代の建築、本郷公民館、昭和43年建築、鉄骨づくり2階建て、513平方メートル、中央公民館、昭和46年建築、鉄骨づくり2階建て、1,145平方メートル、平成2年補強済み、昭和50年代の建築、中公民館、昭和50年3月建築、鉄骨づくり2階建て、500平方メートル、白浜公民館、昭和54年3月建築、鉄骨づくり2階建て、239平方メートルの9棟が27年問題の対象となります。

公民館は地域の祭り事を中心となってきた文化的施設です。以前は、敬老会や七五三の祝いにも利用され、現在は総会や集会や料理教室、ダンス、卓球、趣味の会、選挙等に利用されております。公民館は地域の拠点にもなっており、各地域にはなくてはならない施設であります。

現在、下田市内で行われている国・県・市等の選挙の投票会場21会場のうち6棟の公民館が使われて、4棟（中公民館、北湯ヶ野公民館、須原公民館、白浜公民館）の公民館が27年問題の対象となっております。

年間利用回数と人数、平成21年集計、利用人数順に、中央公民館1,664回、2万3,269人、中公民館317回、6,070人、稲生沢公民館551回、5,050人、白浜公民館276回、5,016人、朝日公民館262回、4,205人、本郷公民館168回、2,809人、北湯ヶ野公民館51回、754人、椎原公民館55回、629人、落合公民館15回、316人、須原公民館10回、181人、八木山公民館13回、171人と多くの人たちに利用されております。

市長にお伺いいたします。9棟の公民館の27年問題に対して、第4次下田市総合計画での基本的な対応についてお伺いいたします。

板戸公民館は条例を廃止して、平成22年4月までに工事を加えて地元払い下げとしておりましたが、それぞれの施設についても同様の取り扱いをするのか、当局の考えをお伺いいたします。

公民館以外の建物で27年問題についてお伺いいたします。

吉田松陰寓寄処（蓮台寺）、江戸後期から末期、木造平屋建て、非常に古い建物で耐震工事も非常に難しいと思いますが、歴史的建造物をどのように対応するのかお伺いいたします。

下田図書館（四丁目）、昭和50年建築、鉄骨づくり3階建て、現在の位置でよいのかも含めて対応についてお伺いいたします。

青少年海の家（田牛）、昭和5年7月建築、木造平屋建て、建物は築80年の非常に古い、私の小学校時代と同じ、非常に懐かしく感じられました。地元田牛区では保存を要望していると聞いておりますが、どのように対応するのかお伺いいたします。

爪木崎花園温室（須崎）、昭和54年建築、鉄骨づくり平屋建ての建物は、10月3日の台風14号により温室ガラスの破損の報告を全員協議会で受けましたが、どのように対応していくのかお伺いいたします。

淡交荘（柿崎、元両国高校寮）、昭和38年建築、鉄筋コンクリートづくり3階建ての建物は、現在下田市の倉庫として利用されておりますが、どのようにして対応するのかお伺いいたします。また、地積が1,818.18平方メートル（549.99坪）と広く、約400坪が利用できると思いますが、利用計画についてお伺いいたします。

次に、未給水地域の対応と水道施設について。

この問題は、私が平成17年9月定例議会の一般質問で、未給水地域の皆様の苦勞や不衛生さを訴え、須原入谷区73人の署名を添付して、平成18年6月6日、議長に未給水地域に水道施設を求める請願書を申請し、建設経済常任委員会が継続審査で、現地の状況調査や住民の意向調査を行い、慎重な審査の結果、議会で議決され、平成18年10月3日採択されました。

平成20年6月定例会の一般質問で、未給水地域への今後の取り扱いについて質問をいたしました。市長の答弁は、市内全域を給水地域にするということが上水道事業の最終的な目標であり、20年度に給水区域の拡大を図る変更許可の申請を今作成中で、区域の拡大を予定している地域は須原入谷、八木山、北の沢、坂戸、横川、北湯ヶ野、大賀茂堀切、柳沢、田牛の碁石浜のそれぞれの一部とのことでしたが、須原の茅原野の名称が抜けていると思います。

が、加わっていると解釈してよいのかお伺いいたします。

拡大の申請はどのようになったのかお伺いいたします。

市長にお伺いします。拡大の予定地域は、第4次下田市総合計画の中でどのような位置づけで対応しているのかお伺いいたします。

下田市水道事業の設置等に関する条例。

第1条、生活用水その他の浄水を市民に供給するため水道事業を設置する。第2条、水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

日本国憲法第25条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、2項、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」。未給水地域の人たちが、雨が降っても安心して健康で安らかに生活できますように、当局にお伺いいたします。

下田市の水道施設についてお伺いいたします。

現在、下田市には24カ所の配水池がありますが、大きい施設では下田配水池5,000トン、女郎配水池3,450トン、相ノ山配水池2,200トンとありますが、昭和30年代建築4カ所、昭和40年代建築15カ所、昭和50年代2カ所、平成年代3カ所と、古い配水池が多いようです。配水池は公共の施設であります。庁舎や学校などと同じく27年問題に入るのかお伺いいたします。

災害時に配水池の破損等のトラブルがありますと、市内に水の供給ができなくなり、市民生活に大きな影響を来すこととなります。また、配水池は高いところに設置されており、流失により二次災害も心配されますが、どのような対応がなされているのかお伺いいたします。

以上で趣旨質問を終了いたします。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 土屋雄二議員のほうから、まず最初に、消防団詰所の耐震対策ということで、大変現場をよく見られておる内容のご質問でございました。細かい質問等でございますので、その辺は担当課長のほうから答弁させていただきますが、特に市長にということで、第4次の総合計画の中でどのように位置づけをしていくのかというご質問でございましたので、その辺につきましてまずお答えをしたいというふうに思います。

消防団の詰所は、大変防災上の資機材の保管場所としても重要な施設であります。平成27

年度までに公共施設の耐震化が必要な施設という位置づけはされております。しかしながら、この間に市庁舎の建設、それから準備をしております調理場、幼保施設の建築などが計画を今現在されております。

このような中で、消防団詰所につきましては、重要な施設という認識は同じように共有をしているわけでございますけれども、建てかえ時期につきましてはまだ決定をされておられません。第4次総合計画の中では、平成27年度中、中間年の見直し時期に向けということで、平成27年度の中間年の見直し時に向けて、消防団の統廃合ということも視野に入れながら詰所の耐震化を図っていきたいというような考えを持っているところでございます。

それから、公民館のほうのご質問がまたるございました。この中でも第4次の総合計画の基本計画にどのように対応していくのかというご質問でございましたので、公民館につきましては、第4次下田市総合計画の基本計画、生涯学習の分野における学習施設の再編・整備の項目におきまして、地域の実情に見合った公民館の再編を図りますと、このようにうたっております。この政策推進の中で、公民館の統廃合事業を明記しておるところでございます。事業の内容は、耐震化されていない公民館の解体もしくは譲渡というような内容になっているわけでありませう。

個々のご質問でございますので、私の答え得る限りで答えさせていただきたいと思っております。

まず、公民館の耐震につきましては、木造の公民館5館、これは稲梓地区、北湯ヶ野、椎原、落合、須原、八木山、これは平成23年から24年の2カ年の中で対応していききたい。それから、非木造の公民館5館でございますけれども、中地区、稲生沢、白浜、朝日、本郷につきましては、平成24年から27年で地元区と廃止または譲渡の協議をしていききたいというふうに考えております。

稲梓地区のこの23年から24年の2カ年という問題につきましては、現在、区のほうと打ち合わせに入らせていただきまして、区の返事待ちというような状況でございます。

公民館以外のところでご質問ございました。

吉田松陰寓寄処につきましては、歴史的な建造物ということで、静岡県指定史跡のため平成25年に屋根のふきかえを実施、それから残りの部分につきましては、静岡県教育委員会の指導を得ながら、文化財の保存ということで適切な耐震計画を考えていききたい。なかなか歴史的な建物でありますので、いろいろな修復という大変難しい部分も抱えておる施設だというふうに考えておるところでございます。

下田図書館につきましては、現在、新庁舎建設時に複合施設として庁舎内に併設をすると

いう考え方を進めているところでございます。

田牛の青少年海の家でございますが、これは第4次総合計画の基本計画政策推進の中で、中間年の見直し予定事業という中に含まれている施設でございます。原課の生涯学習課のほうから要求されている事業の内容は、耐震診断、それから設計、工事、事業費ということで7,400万円を超える金額となっておりますが、この施設につきましては、今後のあり方、あるいは国や県の補助等の有無を確認した中で、これまた総合計画の中間年である平成27年度に基本計画を見直す際の対象事業ということで位置づけをさせていただいているところでございます。

爪木崎の自然公園花園内にあります温室でございますが、10月30日の台風14号の被害があったということで全協報告させていただきました。ガラス張りの建物ということで、昭和56年以前に建築されたものでありますので、当然耐震補強を施す対象の建物であります。

先ほど来言っていますこの第4次の総合計画の中では、この耐震化の問題につきましても、中間年の見直し予定事業の中に含まれている施設ということでございます。これにつきましても、事業費が約2,200万円ぐらいかかるのかなということで考えているところでございます。

最後に淡交荘の敷地でございますが、ここにつきましては、現在担当課のほうで給食センター建設候補地として建設に向け、今のところ準備をしておるところでございます。

未給水地域の対応と水道施設のご質問の中で、まず最初に、茅原野地区が拡張区域に入っているのかというご質問でございましたが、茅原野の場合は前認可にてそのほとんどが給水地域に入っております。平成21年、先ほど議員のほうからもちょっとお話が出ました、答弁の中でも言わせていただきました形として、平成21年3月末に手続は完了しておりまして、新たに給水区域となった区域は、北の沢、坂戸であり、茅原野地域は先の区域が拡張されることから全域入っているというふうにご理解をいただければよろしいかと思っております。

平成20年6月定例会におきまして、ご質問の中で答えたとおり、須原入谷、それから八木山、北の沢、坂戸、横川、北湯ヶ野、大賀茂の堀切、柳沢、田牛の碁石浜のそれぞれの一部が新たに給水区域となっておりますところでございます。

この関係がやはり第4次の下田市総合計画の中で、拡張区域の位置づけはどのようになっているのかというご質問でございましたが、これは基本構想22ページ第3章、施策の大綱、1、美しいまちづくり、(2)身近な生活環境づくりの項におきまして、また水源環境の保全や安全で安定した上水道を供給するための施策を推進するとともに、未給水地域の解消に

努めますとうたっております。

基本計画15ページ、1 - 2 - 1、上水道 基本目標を実現するための施策の表中1項目目の安定した水の供給に、拡張事業を推進し未給水地域の解消に努めますとうたっておるところでございます。

それから、最後に、配水池の問題が提起されました。配水池の耐震化というのはこの27年問題に入るのかという、あるいはどのような対応がなされているのかというご質問でしたが、この配水池の耐震化は、27年問題いわゆる平成27年度末までに公共施設の耐震化100%を目指す公共施設には該当いたしておりません。しかしながら、公共施設の耐震化を平成27年度までに完了せよという考え方は、平成17年3月の内閣府中央防災会議におけます東海地震の自主防災戦略というものが出ておりますので、これを考慮すれば、その他の公共施設もこれに準じて耐震化するような努力をしなければならない。当然二次災害を引き起こさない方策をとることは必要というふうに考えておりますので、財政が許す限り順次耐震化を図る努力をしてまいりたい、このように考えております。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） それでは、消防団詰所の関係で多数ご質問ございましたので、順次回答をさせていただきたいと思っております。

まず、1 - 3の詰所のコミュニティー消防センターとしての利用ということでご質問があったかと思えます。これにつきましては、この建物、平成5年に地域住民が集会等も使用できるというコミュニティー助成事業により建設された詰所であります。これにつきましては、住宅地のはずれに位置しているということ、また大坂区、弥七喜区も対象区になりますが、この地区におきましては公会堂等が設置されているということもありまして、現在集会等では使用がほとんどないという状況になっております。

また、2 - 3の詰所、これ下大沢の詰所でございますが、この状態につきまして当局の考えというご質問でございました。ここの詰所につきましては、河川の石積み等修繕につきましては、河川側からの補強が大変難しい状況ということで対応が遅れておりますが、移転や統合も視野に入れまして、早急な対応を検討していきたいと考えておるところでございます。

次に、5 - 3の詰所、須崎のほうの詰所なんですが、63年の建築であるのにランクがないのかと。また赤ランプが破損しているという状況についてというご質問でございますが、5 - 3の詰所につきましては、平成20年度に下田市耐震促進化計画というものが策定され、旧基準の表記ということで現在まで来ております。この状況につきまして、経緯を調査させて

いただいているところでございますが、昭和63年9月の建築であるということで大変今になって申しわけございませんが、計画作成時の誤記と現在は判断しております。この誤記という判断をしている状況ですので、新基準におきまして b の表記に訂正をさせていただきたいと考えており、今現在作業を進めております。

また、赤ランプにつきましては、先日、消防団のほうから報告があったものでありますので、現在修理を依頼中ということでご回答させていただきたいと思っております。

また、1 - 4 の詰所、消防庁舎の併用、また 2 - 2 の詰所、稲生沢公民館併設の建設のランクの関係、またその他の詰所の耐震ランクの関係の表示についてですが、1 - 4 の詰所につきましては、当然消防庁舎のランクと同様 a ということでございます。また、2 - 2 の詰所につきましては、稲生沢公民館と併設ということですので、稲生沢公民館のランクと同様 b というふうに判断しております。

また、建設年度が昭和56年5月以前の建築物につきましては、当然旧基準で c のランクに分類されるということになるわけですが、現在詰所につきましては耐震診断が行われていないという状況にありまして、ランク c との判断ができないということで、公表の中ではランク欄が未記入というふうにさせていただいております。

次に、4 - 1 の詰所の状況の関係、また 5 - 2 の詰所の状況の関係が非常に悪いということで、当局のほうはどのように考えているかというご質問についてですが、まず、詰所の修繕につきましては、修繕箇所の使用の危険性を考慮しまして優先順位で随時修繕をさせていただいております。この 4 - 1 の詰所の階段の件につきましては、状態が悪いということで修繕が必要だと私どもも認識しております。これにつきましては現在次年度に修繕する予定で検討に入っているところでございます。

また、5 - 2 の詰所につきましては、立地条件、砂浜に近いということで、強風等の影響を受け、壁や柱の破損が他所より早い状況であり、また修繕が必要であるということで認識はしております。今年度につきましては修繕は実施しておりませんが、状態が悪いということ、また修繕が必要だということで認識しておりますので、次年度に修繕する予定で現在検討に入っているところでございます。

4 - 3 の詰所につきましては、国有地を占用し、バスの退避所についての関係、ご質問だったと思いますが、この 4 - 3 の詰所の関係でございます。これは、バスの退避所の整備について、道路の状況を見ますと、必要な施設であると私どもも考えております。この計画につきましては、現在、県土木事務所のほうで本年度の補正予算により調査費が計上されたとい

うふうに聞いております。また、工事につきましても、来年度以降施工されるというふうに聞いておりますが、現在、土木事務所のほうより詳細な打ち合わせができるような計画等が示されておられませんので、今後、土木事務所と詳細な協議を進め、対応していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 3つ質問したんですけども、今、市民課だけしか答弁がないんですけども。

議長（増田 清君） 答弁漏れがあれば指摘してください。

4番（土屋雄二君） 消防署と公民館と未給水地域について質問をしたんですけども、今のあれは消防団詰所だけの答弁であって、ほかの答弁がないということ。

〔発言する者あり〕

4番（土屋雄二君） あ、市長がみんなやったんだ。

わかりました。いつも市長は僕のとときは余り答えませんので、今日は随分働いてくれてありがとうございました。

2 - 3の下大沢の基礎の横の亀裂ですね、とても危険ですので、早急に対処していただきたいと思います。

それから、4 - 1の北湯ヶ野の詰所、階段がさびて穴のあいているような状態ですので、けがのないうちに早急の対処をお願いいたします。

外浦、5 - 2、やっぱりここは風のせいで壁がはがれたり、柱が腐ったりしておりますが、早急の手続きをお願いいたします。

4 - 3の加増野の調査費が300万円出たと、先日県議が言ってきました。それから、移転が必要になった場合、移転費用というのは県やなにかから出るか再質問をお願いいたします。

それで半鐘の件が答弁なかったような気がしますが、ちょっとその辺をお願いします。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） 大変答弁漏れがありまして、申しわけございませんでした。

まず、答弁漏れのほうからお話をさせていただきたいと思います。

詰所にやぐらとサイレンと半鐘のあるところとないところがあるということで、また災害の伝達方法はどのように対応しているかという部分だったと思います。大変申しわけございませんでした。

これにつきましては、現在、半鐘というものは使用されておらず、またサイレンにつきましてもごく近火のときにしか鳴らさないという状況になっております。

火災時の消防団員への招集につきましては、現在、消防署から順次呼び出し装置によりまして、火災現場の分団、または応援分団、要するに隣接分団の部長以上に自動的に連絡が入るようなシステムになっております。その以下の団員につきましては、分団内の連絡網によりまして、招集等の連絡を順次行っておるところでございます。

半鐘塔とサイレン塔及びやぐらにつきましては老朽化しているものが多く、順次撤去することで現在検討をさせていただいております。昨年1基を撤去、今年度も一応1基を撤去を予定し、順次していきたいと考えております。

2 - 3、また4 - 1、5 - 2 修繕等につきましては、こちらのほうの検討を進めてまいりたいと思っております。

また、4 - 3の加増野の詰所の調査費が300万円ということ、また移転費用について出るかどうかというご質問だったと思います。これにつきましては、詰所が移転することになった場合でも、土木のほうの担当に確認したところ、国有地を無償で今占用している物件であるということでありまして、移転補償は出ないだろうというふうな回答を現在はいただいております。

議長（増田 清君） 4 番。

4 番（土屋雄二君） 移転費用が出ないのは大変困ります。

現在、半鐘が使われていないということなんですけれども、半鐘というのは下田市内に何個ぐらいあるのかということと、半鐘というのは五、六メートルの高さに20キロぐらいの重さのものであり、道路の近くにあって、通学路にもあるということですので、ほかのことより先に半鐘を下へおろすことからやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） 現在、半鐘についてですが、半鐘の数ということですので、まず半鐘の数につきましては、市内に半鐘塔が11基ございます。半鐘がついているもの、事前に取り外したものを除いた9基に現在も半鐘がついております。また、モーターサイレン塔が4基ございます。これにも半鐘が4基そのままついております。

ご指摘のとおり、半鐘等現在使用していないものでありますので、災害時等危険であるということは私どももこの指摘で認識をさせていただいております。この対応につきましては、現在消防団とまた対応しながら、外すなりという処理にさせていただきたいと考えております。

す。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） ぜひ早急の撤去をお願いいたします。

次に、公民館なんですけれども、現在、木造の稲梓地区の公民館を地元と話して返事待ちだというようなことですが、どのような内容で協議しているのかということ。

それから、第4次下田市総合計画の策定経緯、この本、これの87ページに公民館の平成23年から27年まで1,870万円の事業費について説明をしていただきたい。

それで、吉田松陰の寓寄処は、建物は、柱やはりはとてもしっかりしておりましたが、草屋根がかなりひどい状態になっております。これは25年に屋根のふきかえ費用で400万円事業費がついておりますから、これは大丈夫だと思いますが、歴史的建造物、こういうものは特殊な取り扱いというものはないものですか、質問いたします。

それから、稲生沢の公民館は平成6年に建築され、稲梓地域の木造の公民館は昭和30年代に建築されているわけですが、これを地域に取り壊すか譲渡するということなんですけれども、随分不公平感を感じるんですけれども、その辺については当局はどのように認識をしているのか。

それで、これは廃止か譲渡じゃなくて、耐震工事をするという余地はないのかお伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） ただいまの質問でございますけれども、公民館、今、稲梓地区のほうへ地区の皆様とご協議をさせていただいている状況でございます。

その内容につきましては、平成18年度に策定されております下田市の集中改革プランにのっとりまして、公民館の再編について検討をしているということでございます。

私どものほうとしましては、その集中改革プランが出た後に、公民館運営審議会を開催し、公民館の統廃合の基本方針を定めました。それによりまして、当時12館ありました公民館ではございますけれども、現在、教育委員会があります中央公民館1館だけを残して、あとは統廃合をするという内容でございます。それに従いまして、今回も稲梓のほうに入らせていただいております。市の方針といたしましては、やはり耐震問題等を含めまして、存続を無理だということで廃止のお願いをさせていただきました。

内容につきましては、ただいまの集中改革プランから入りまして、現在こういう状況だということを説明をさせていただいております。

ただ、やはり議員さんのお話にもありましたとおり、地区でも大分ご利用いただいておりますので、地区のほうで今後必要な施設であるということであれば、地区のほうに譲渡をさせていただきたいということでお話をさせていただいております。

それから、総合計画のほうにございます1,800万円、これにつきましては、私ども今お話を区のほうと随時させていただき予定でございますけれども、やはり廃止ということを経済的には考えております事業なものですから、その公民館を廃止するに当たりまして、解体費用が幾らになるのかという試算をしております。その解体費用を上限としまして、譲渡の場合は修繕を行うと、そういう費用を見込んでいるものでございます。

それから、寓寄処等、歴史的建造物、そういうものについての特殊な扱いはないのかというご質問でございますけれども、現在県のほうに聞いている中では特にないと。やはり県指定の物件たくさんありますので、一つ一つ対応が難しいということでございます。

それから、不公平感ということでございますけれども、これはやはり公平を保つためにも、今、稲梓に入っておりますとおり、すべて廃止という基本方針に従いまして、その説明をした中で、区のほうでこういった選択をしていただけるのかということでございますので、不公平感はないように努めて、丁寧な説明をさせていただきながら、大切に方向性を見出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 地元の意見をよく聞いて対処してください。

未給水地の問題につきまして、第4次下田市総合計画の今のやつ、88ページに未給水地域の平成25年から平成32年まで毎年1,300万円、合計で1億400万円の事業費が計上されておりますが、この件について説明をしていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 本年度拡張区域の施設については、基本概要を作成するために実施計画策定業務を現在発注しております。現在のところ業務が完了をまだしておりませんので、建設年次等詳細についてはまだ未定でございます。

それから、一般会計からの出資についてでございますけれども、事業費が3億円を超えるという想定のもとで計上されているものでございます。

各地域、事業規模がすべて異なりますので、暫定的には1,300万円ということ年計上しておりますけれども、単年で1カ所ということではございませんので、その辺ご理解願いた

いと思います。

議長（増田 清君） 4 番。

4 番（土屋雄二君） 配水池の質問をします。27年問題には該当しないが努力するということがでしたが、私は、配水池は3カ所しか現地調査してないんですが、2カ所の配水池、東山と鍋田の配水池に表面にクラックが入っていましたが、ほかの配水池にはこのようなことがないのか、これはクラックが入っていても大丈夫なのかお伺いいたします。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 議員が視察していただいた東山配水池、それから鍋田の配水池でございますけれども、クラックが入っていたというものにつきましては、化粧モルタルのクラックでございます、構造本体のクラックではありませんので、問題ないというふうに考えております。

ただ、建設年次がかなり古いものがありまして、同様な状況が見受けられる配水池もございますので、全く問題がないということは言い切れないものでございます。

今後、水道経営のバランス等を考慮しながら、順次改修等を行っていききたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 4 番。

4 番（土屋雄二君） 配水池は、先ほども言いましたが、数千トンとか数百トンの水を備えているわけで、これが壊れると市民生活に大きな影響がありますから、十分配慮して管理していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（増田 清君） これをもって、4 番 土屋雄二君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前 11 時 0 分休憩

午前 11 時 10 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位 2 番。1、新病院建設と市長の政治姿勢について。2、下田城址の一部整備と公開について。

以上 2 件について、2 番 藤井六一君。

2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 議長の許可をいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず、大項目の1点目、新病院建設と市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

いろいろ紆余曲折はあったものの、新病院下田メディカルセンター、これを運営する指定管理者も決まり、病院組合ではいよいよ24年5月の開院に向けて具体的な準備に取りかかることになろうかと思えます。

ここで、質問に入る前に、議長にあらかじめご了解をいただきたいのですが、質問の意図を明確にするために、病院組合内部の問題点にも若干触れることがあろうかと思えます。その部分については、あくまでも質問ではありませんので、ご了解をいただきたいと思えます。

県は、12月中旬頃には新病院建設に係る起債申請書を提出するようになるだろうと、そういう予測をしまして、9月7日に担当窓口になる経営管理部、自治財政課が病院組合にあてて起債申請書を提出する際の留意事項を通達してきております。この時点では事業費が28億9,500万円、起債対象事業は26億6,500万円でした。ところが、11月26日の病院組合運営会議、構成市町の首長会議で配布された資料には、この事業費の総額が30億8,500万円に増額になっておりました。増額になった経緯について、組合構成市町の町長さんらは、説明を受けていないし、合意した記憶もないと一様に話しておられました。

市長にお尋ねいたします。この事業費の増額について、市長は当然ご存じだったと思いますが、それは組合の副管理者という立場で説明をされていたのでしょうか。それとも下田市の市長、いわゆる構成市町の首長という立場で説明をされ、合意されたのですか。その点お伺いをいたします。

県の行政指導によりますと、こうした起債額の変更について、総務省との事前協議が行われた後に相当額の変更があった場合には、その年度の起債は困難になる、そういう可能性が指摘されています。今回のこの差額、県の言う相当な額に値しないのかどうなのか、市長の見解をお尋ねいたします。

県は、起債申請書を総務省に提出するに当たり、病院組合を構成する市町、1市5町の首長全員の同意を担保する書類を県に提出するよう求めています。こうしたことはこれまで全く前例のない、異例のことのようですが、また逆に言えば、県はそれだけ今回の病院建設事業の手続を重視していると思えます。このことについて、私どもが県に出向いて自治財政課の課長補佐と面談したとき、その補佐からこんなことを言われました。この事業がもし失敗

したとしても県には責任はありません。責任をとりたくない。市町の首長さんたちにはそのあたりをしっかりと認識してもらいますという意向を漏らしておられました。そのとき私はそういう話を伺いまして、県はいざというときには自分たちに責任がかからないよう、あらかじめ手を打っているのかなと強く感じました。

市長は、この連帯保証人ともとれる同意書への署名・捺印について、どのように考えておられるか。万一のときは下田市にも大変な責任がかかることになりましたが、そうした財政的な責任をどのようにされるおつもりなのかお尋ねいたします。

また、このことについて、先日、県のある幹部職員とお会いしたとき、あなた方は市議会ですべてこの重大な問題をもっと真剣に論議しないのかと聞かれました。病院組合議会の問題なので取り上げにくいんですよと、そういう意味合いの返事をいたしますと、そんなことを言っていられなくなりますよ、何かあったときはあなた方の問題になるんですよ。万一この起債を返還しなければならない事態になったら、1市町当たり少なくとも数億円の負担になるんですよ、このように言われました。この同意書は、首長の同意書はそんな意味を持っているんです。市長はよく推測については答えられないとおっしゃいますけれども、このことについて、市長の責任あるお考えをお聞かせください。

次に、プロポーザルについてお尋ねいたします。

病院組合では、新病院の本体工事と、その後追加になった病院職員住宅をこのプロポーザル方式で建設することを決めています。

プロポーザル方式というのは、求婚とか求愛を意味するプロポーズが語源だとも聞いております。参加者の中から最もよい設計案や設計者を選び、選ばれたものと随意契約を結ぶという、そういう方式であります。もちろんメリットもたくさんあるかと思えます。しかし、同じ建設業者が設計と施工を同時に担当するわけですから、逆にいろいろな問題点もあると聞いております。

また、設計の段階ですべて仕事をとりたい、受注したい、そう考えている業者が、あらかじめ意の通じた業者を計画的に何社かプロポーザルに参加をさせておきまして、わざと故意にレベルの低い設計案を提案させて、自分のところに有利にするという、そういう巧妙な談合も行われているようであります。

市内のある建設業者に聞いたところ、プロポーザルでは大手業者と競争しても勝てない。この方式でやっている間は仕事は地元には落ちないんですよということでした。その理由を伺いますと、大手は自前の設計部門を持っているので、納得するまで何回も、何枚も絵が書

けるんだけれども、中小業者ではとても経費がかかるのでそれができない、競争にならない、そうって嘆いておりました。これでは幾らやっても地元の仕事は落ちません。

今回も既に悪い面があらわれております。当初決まっていた本体工事の予算が、事情が変わったという理由で17億8,195万円から20億円に増額をされております。こうしたことが行われましても、それをチェックするところがありません。業者の言いなりになる危険性があるんです。追加工事の病院職員宿舎の建設につきましても、地元工事関係者からぜひ地元へという要望が出されましたが、随意契約で既に決まっているという理由で取り合ってくれなかったとも聞いております。建設業界は今仕事がなく困っているんです。たまに仕事が出ても、このように大手業者に回ってしまったら、地元の中小業者は立ち行かなくなります。下田市でも市庁舎の建てかえ工事が予定されているようですが、プロポーザル方式では間違いなく大手業者に持っていかれます。

市長にお伺いいたします。市長は、この市庁舎の建設にこのプロポーザル方式を採用したい、北海道新聞の小樽支局の記者に話したようですけれども、地元の建設業界の活性化のためにも、市庁舎の建設はこの大手業者に有利に働くプロポーザル方式の採用を見直す考えがあるかどうかお尋ねをいたします。

公立病院が市街地に近い県立下田南高校跡地にできると地域が活性化するという人がおります。私は個人的には余り期待できないんじゃないのかなと思いますけれども、市長はこのことについてどのようなご見解をお持ちでしょうか。これが活性化のためのカンフル剤になるというお考えでしょうか、お尋ねいたします。

また、新病院が南高跡地にできた場合、賀茂医療圏の地図に変化が出てくるんじゃないのかなとも思います。もっとも、この病院の移転問題が持ち上がったときは、共立湊病院の位置が南伊豆町という、他の市町から見ますと外れたところになり、アクセスが悪く、患者の利便性からも問題があるというのが大きな理由になっていたようであります。

賀茂医療圏のバランスの中で見てみますと、賀茂地区を大きく東・中・西の3ブロックに分けたとき、現在既に中部といえますか、真ん中の下田・南伊豆地区に共立湊病院、西部の松崎・西伊豆地区に西伊豆病院、東部の河津・東伊豆地区に東部総合病院があります。これに加えて、さらに地域医療振興協会が河津に計画している新河津病院が完成するようになれば、賀茂医療圏内のバランスは地図上で見る限りは平均化をされ、整備されていきます。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、中核病院として下田市内に建てられる予定の公立病院、下田メディカルセンターと市内の既設の医療機関との関係、今後どのようにっていく

と思われますか。うまくかみ合っていくと思われますか。市長のお考えをお尋ねいたします。

新病院開設後、心配される問題の一つとして、救急医療の問題があります。今回の共立湊病院問題から、賀茂医師会の内部事情に若干変化が生じていると聞いております。この点市長はどのようにとらえておいででしょうか。お伺いをいたします。

こうした内部事情がこの地区の今後の救急医療業務の支障にならないか心配になりますけれども、このあたりの対策について、市長にお考えがあればお伺いをいたしたいと思います。

次に、大項目の2点目、下田城址の一部整備と公開についてお尋ねいたします。

下田公園には、戦国時代、後北条氏が水軍の砦として築いた海賊城の跡、下田城址の遺構が420年余りも経過した今もその姿、形をはっきりと残しております。下田市にとっても、幕末開港の歴史と並ぶ貴重な歴史の一つで、市の教育委員会も後世に語り継いでいかなければならない貴重な歴史資源として位置づけております。また、私たちもこの学術的にも貴重な歴史遺産を長く後世に残し、伝えようと、3年前、一部市会議員も参加して下田城の復元を考える会を発足させ、日常的に活動を続けております。

しかし、その一方で、下田市はこの下田公園の整備について、下田公園整備検討委員会を設置し、下田公園整備基本方針を策定しております。そして、史跡の整備については、史跡全体の詳細な調査研究がなされていないという理由から、当面は国の史跡指定はとらないけれども、教育委員会の継続的な調査だけは進めていく、そして、国指定については、これからも公園の整備手法の一つとして検討していきたい、そのように消極的な考え方を示しております。

ということは、下田公園の史跡の整備保存は、公園整備検討委員会が、現在ある下田公園整備基本方針、この方針を見直し、方針を改定しない限り、ここでは何もできないということになるんじゃないのかな、そのように心配をしております。現状では何をしても無駄だからやめなさいということなのか、今後この基本方針の見直し改定があるから大丈夫だということなのか、こうしたことを考えてみますと、私たちが下田城の復元を考える会、続けてきました活動は一体何だったのか。当局は私たちのその活動を無意味な活動だということを承知していながら黙って見てきていたのか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

10月31日には、神奈川県小田原市の小田原城の見学会を行いました。これは下田城の復元を考える会、私たちの会で行ったものであります。会員を中心におよそ40人が参加しました。そして、小田原市教育委員会文化財課の学芸員を講師にお願いいたしまして、中世の城跡、空堀の整備・保存、公開の仕方など学んでまいりました。

この中で、城址、城跡の整備・保存、これは何も史跡全体でなくても、整備・保存しやすいところを選んで部分的にやることもできる、そういうことを教えられました。空堀の中でよく形が残っている部分を選び、9メートルか15メートルぐらいの長さのところでもまず発掘し、遺構の形がはっきり見えるようにします。その周辺は自然のままに残し、何も手を加えないで自然のままの状態にしまして、この発掘した遺構がよく見えるような、そういう見学する場所を設けてやります。そうしたことによってその遺構の公開が十分できる。このようなことができるならば、公園の自然を壊すことなく、そして整備も部分的ですから、事業費もさほどかからないんじゃないのかな、そう思います。

下田公園の整備基本方針によりますと、遺跡・遺構の破壊はしない、こううたっております。小田原市がやっているこの部分的な整備・保存の方法ですが、これは破壊ということになるのでしょうか。あるいは保存の手法ということになるのでしょうか。意見の分かれるところではあるかと思いますが、私は調査研究してみる価値は十分あると思います。その点、市長はいかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

今年2月頃、下田城の復元を考える会が、下田公園入口付近に下田城址碑を建立してほしい、当局に要望いたしました。教育委員会が22年度の新年度予算で要求していたのを、この要求が見送られた。その結果を受けての要望だったと記憶しております。

私たちの要望に対し当局は、どうせ建てるなら中途半端なものではなく、一、二年かけてよく調査研究し、四、五百万円くらいかけたシンボルになるような石碑を建てたらどうかと諭されまして、そのときは断念したのを覚えております。

ところが、今年10月12日、下田ロータリークラブが創立50周年の記念事業で、総事業費約100万円をかけて、下田公園入り口付近に下田城址の石碑を建立し、下田市に寄贈してくださいました。しかし、このいただいた石碑は史跡の入り口を示す、いわば道標です。私たちは、今年2月に予算要望した際にも説明をしましたけれども、下田公園入り口には史跡の存在感を示すシンボルチックなボリュームのある石碑が必要だと考えております。建てるつもりだったが寄贈されたので、それで間に合わせたということではなく、財政事情の厳しい折ではありますけれども、歴史のまち下田にふさわしい石碑をぜひとも建立してほしいと考えております。この点、市長、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

これで趣旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初の新病院建設の問題ということでご質問が来ました。議員ご承知のように、先般12月5日の臨時議会、指定管理者の決定を受けまして、やっと順調に目標に向かってスタートできるということで、大変多くの市民の皆さんからもよかったねという、逆に激励のお言葉を今いただいているという中で、副管理者としてほっとしているところでございます。

今回多くの議員さんからまたこの病院問題についてのご質問がありましたが、組合、それから組合の議会の議決を得て進んでいることでございますので、なるべく前向きなご質問であれば副管理者としてお答えさせていただきますが、藤井議員の場合は、なるべく内部の問題につきましては触れないでということ、若干関連がある質問ということでのご質問でありましたので、私の判断で答えられるところにつきましてはお答えさせていただきたいというふうに思います。

最初の事業費の増額ということで、従来出ておりました起債額28億9,500万円、それから起債対象額26億6,500万円というのが、これが事業費30億8,500万円になっているんじゃないかというようなご質問でありましたが、これは別に起債の決定額ではございません。その辺はご承知だと思いますが、起債というのはあくまで県を通じて国に事前打ち合わせ、事前協議というのがございます。そういう中で当然、3年間かけて起債を行うわけありますので、病院組合側としても当然県の指導を受けながら、先ほど出ました自治財政部のご指導をいただきながら、いわゆる後から増額というと大変なことになるから、少し上積みの数字でもって事前協議、そういうような指導があった中でとりあえず30億8,500万円という数字を出させていただきましたが、これは別に決定金額ではありません。これから3年間の起債計画の中で、ある程度このくらいの枠をとっていただきたいということで、別に合意をする内容の数字ではないということをご理解をいただいております。

質問につきましては、この数字について、市長は当然知っていたらろうと。それは下田市の市長の立場で合意されたのか、また増えた理由についてどのような説明をされているのか。増えている理由は、当然のことながら今言ったような、県の指導を受けてこの金額をある程度少し増やした中でというのは、当然のことながらプロポーザルで公募した病院の事業計画は、仕様書でこういう内容で応募してくださいという内容でありますから、当然指定管理を受けた人間がこういう病院をつくりたいという中では若干変更が出てくるのは当たり前でありまして、そういうことを見据えて、今、最終的な病院の建設費等を進めているというふうにご理解をいただければというふうに思っております。

ですから、今のご質問につきましては、議員も傍聴されておりましたからご存じだと思いますけれども、11月26日に公開で運営会議が行われました。この中である町長さんから、大変な赤字額と24年度の特別損失の金額等についてご質問があったときに、事務局のほうから資料の説明等がなされております。特にこの起債額の問題につきましては、今言ったように別に決定している金額ではありませんので、合意をとる必要がないということで、当日配られました収支計画等の中で示されている数字でありますので、すべての首長さんがご覧になっているというふうにご理解をいただきたいと思ひますし、私自身もその段階でこの金額を見させていただきました。今言ったように、どなたからどのような説明というのは11月26日に、病院組合の職員の山田君からこの辺のご説明がされていたところでございます。

それから、2つ目のご質問でございます。

今言った当初の起債額と今回の起債総額の違いで、議員のほうは県の行政指導というか、その中で起債額が大変変わってくるとこれが認められなくなるというようなことについて、この金額がそういうものに値するのか、値しないのかというご質問でございますが、今答弁申し上げましたように、この数字は県の当事者である自治財政部のほうからのご指導によってつくられている金額であるというふうにご理解をいただければ問題ないというふうに思っております。

3つ目のご質問でございました、この金額等に対して連帯保証人とともれる同意書への署名・捺印についてどのように考えておられるのか。万が一のときには大変な下田の財政責任が出てくるのではないかとということでございますが、これは、新病院を建てるという中で、1市5町の構成市町の長、当然下田市の市長としてこれは合意をしていることとございまして、起債を起こすのに連帯保証人という言葉はちょっとなじまないような気がいたしますが、当然起債のルールであれば、6人の同意書というものは確かに前には、大変ぐちゃぐちゃしているときには県も前例がありますので、この地区については、しっかり6人の同意を得てください、当然そういうものの同意の書類を出していただきますよという指導があったんですが、現在はおかげさまでこのように12月5日の臨時議会でしっかりと病院組合議会の議決をいただいたということが担保になっておりますので、現在は同意書は必要ないというふうに私自身は考えておるところでございます。

あと関連して、プロポーザルの関係でご質問が出ております。これにつきましては、今回の新病院の建設に対してプロポーザル方式を採用した。公募しまして、設計、施工、管理が一括ということで、大変我々が県からもご指導をいただいた金額をはるかに下回る金額で立

派な病院ができるということは、市民に対するお約束というか、安い金額でいいものをつくるというものに向かって一歩進み出たということでは、大変評価をいただいているわけでございます。

議員のご質問でございますこのプロポーザル、今後市が計画しております市庁舎という問題、あるいは幼保の再編、それから調理場の問題について、このプロポーザルということを考えているわけでございますが、この新病院の建設についての考え方というのは、病院事業というのは採算性が求められますから、新病院は最少の費用で建設をして、自治体の財政負担がないという方法を考えて、やらせていただきました。民間事業者がいわゆる知識とか技術、ノウハウを最大限発揮することができます。それからコストの削減、それから工期の短縮ができるという大変なメリットを持っているプロポーザルということで、病院の場合は設計・施工一括して契約をしたところでございます。

現在、市の新庁舎の建設につきましては、ワーキング会議の報告を5月に受けました。今後、市民会議の設置、あるいは市民会議を立ち上げまして平成27年度中の開庁。いわゆる27年度中には新しい庁舎で仕事ができるような方向を目指しているものでございますが、今、議員がおっしゃるように、地域経済というもの、あるいは地元の業者の受注機会を与えようというようなご指摘につきましては、コスト削減ということで検討していきたいというふうに考えております。

前回の病院のプロポーザルにも地元は出れないというお話をしていたんですが、最終的には、地元も設計業者とJVを組んで参加していただきました。終わった後にその会社の社長さんからは、大変いい勉強させてもらったと。当然これからも我々はこの機会が増えてくるということで努力をしたいという、結果が出た後にすぐ私のところにご報告いただきましたので、やっぱりこれは、1つは地元の業者にとってもいい勉強の機会になったというふうには考えておるところでございますので、今回のこの庁舎の問題につきましてはさらに突っ込んで、なるべく地元の業者にも受注機会を与えるというような方法論を何とか考えていきたいというふうに思っております。

それから、公立病院が南高の跡地にできると地域が活性化するというので、藤井議員は考えてない、期待できないと言っていますが、これはやはり人がたくさん集まる施設ができれば、それなりの効果はやっぱりあるんじゃないかということで、しっかり一部事務組合でつくられた病院でございますので、構成市町の全体の医療を守るのが基本であります。この地域を下田を含んで地域全体の活性化になるような施設運営というのを考えるべき

であるというふうを考えているところであります。

ブロックに分けた考え方ということで、下田の中核病院というふうな中で、地元の市内にある既設の医療機関との関係がどういうふうになっていくのかと、うまくかみ合っていくのかなというご心配であります。今回のこのSMAの出してきました新病院の事業計画の中に、当然地域の医療連携ということを中心とするという姿勢がしっかりと出されております。これにつきましては、具体的には地域連携室の設置ということですね。いわゆる地元のほかの医院との連携をとるために、院内に地域連携室を設置して、地域医療機関の窓口ということで職員をそこに置きながら地域の医療機関からの問い合わせ、いろいろな相談というものをしていくと。地域の医療機関との積極的な紹介、逆紹介というような診療ネットワークを構築しますという、今までに共立がやってこなかった地域医療との連携ということをしかり方針として出しておりますので、この辺でうまくいけばできるのではなからうか。

それから、この新しい病院には、高度医療機械が設置をされる予定であります。そうなりますと、例えばCTやMRI等含めまして、地域の医療機関と、それがもし使いたいということであれば簡便に利用できるような体制というのもこの計画の中には盛り込まれておりますので、その辺を指定管理者として期待をしていきたい、こんなふうに思っています。

最後に、賀茂医師会の内部事情にこの病院問題が影響があるんじゃないかということにつきましては、余り詳しいことは情報として私はつかんでおりません。

それから、2つ目の下田城址の問題で答弁をさせていただきたいと思いますが、下田市のほうには、公園整備検討委員会という中で、下田公園整備基本方針というものがつくられておりますが、これに絡んで議員のほうからは、ご自身が活躍されています下田城の復元を考える会の活動がこの整備委員会で作っている整備基本方針がある限り、我々の活動は何の意味もない活動だったんじゃないかというようなこと、決してそんなことはございません。やはり行政がつくる方針という中と、民間の方々がこの下田城というものの城址の復元ということについてあれだけの活動をしているということは、多くの方が興味を持ち、勉強してそういう歴史を知っていただくということは大きな力になっているということで、私も復元を考える会の活動には呼ばれているいろいろお話をさせていただいた機会もありましたし、その辺は黙って見ていたのかみたいな言い方をされるとちょっと心外でありまして、これからも活動内容によっては先々行って、こういう整備基本方針の見直しというのも当然のことながら庁内でやっていく必要も出てくるんじゃないかという判断をしているところであります。

小田原城を視察されたということで、小田原城の整備計画と下田のほうとの絡みでのご質

間でしたが、小田原城も私も二、三度視察に行ったことが 視察というよりか観光で行ったんですけれども ございます。そういう中で、ちょっとやっぱり同じ土俵で考える整備計画ではないんじゃないかなというふうに思っております。やはり小田原城というのはあれだけのお城を持っている中で、確かに空堀の一部整備というのはされております。下田の場合はいわゆる海賊城ということで、やぐら、とりで的な防備のお城だったというふうに思っておりますので、全くこれを同じ価値観でとらえるべきではないという中で、しかしながら、空堀の調査とか研究してみる価値はあるということにつきましては、同じ感じでございますけれども、前の何回も、何年もかかって議論してきました。やはり空堀の調査ということになると大変な長さというようなこともございます。

しかしながら、これは教育委員会のほうもやっぱり調査というものは続けてやりたい、あるいは何らかの機会ができたときには前向きに考えたいという思いを持っているようでございますので、その時期が来るまではやっぱりもっともっと優先順位のあるところから、財政計画の中で実施していく順番というのがあるのではないかなというふうに思っております。

それから、石碑の問題につきましては、10月12日にロータリークラブから、鵜島の登り口のところに石碑が建てられました。下田城址という石碑であります。ですから、これが設置をされておりますので、当分の間、私の考え方としては石碑の作成の予定はしていないということでございます。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

2 番 藤井六一君の一般質問を続けます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 指摘をしてください。座ったままで結構です。

再質問で結構ですか。

2 番（藤井六一君） 再質問という形でいきます。

議長（増田 清君） 2 番。

2番（藤井六一君） 最初の事業費の関係ですが、あくまで予算だから変更はいいんだということですが、そういたしますと、まず何のためのプロポーザルだったのか。プロポーザルで決まった数字ということは一体何なんだと。あの時点ではこの数字はよかったと。でも、今の時点ではこの数字ではできないんだよということでころころ変わっていく。その辺の仕組みというか、それが今後もそういうことがあり得るとしたら、起こり得るとしたら、プロポーザルで決まったものはこれは決定ではないということになってしまうのかな。その辺のことについてもう一度お伺いをいたします。

それから、確かに趣旨質問の中では連帯保証人という言葉が出ました。私は連帯保証人ととれるこのやり方、方法というような表現をいたしました。結局、1市5町の首長が全員そろって判を押さなければということですので、連帯保証人ととれるというか、そういう意味合いを持っているんじゃないかな、そういうことからこの質問をいたしました。

しかし、市長のほうはこれはそうじゃないよというような意味合いというか、否定されるような答弁がございました。経営管理部自治財政課から来ている9月7日付の文書、これはやはりそれなりに重みのある文書ではないのかな。公のものではないのかな。そこにきちっと書かれている1行が、これはもう関係ないんだよと。こうじゃないんだよ、要らないんだよという、そういう程度で消されてしまう、また消すことができることではないんじゃないのかな。もし市長、そのようにお考えでしたら、この自治財政課、この通達をしてきたところに確認をとっていただきたい。もうこの項は必要がないのかなのか。首長の同意は要らないのかなのか。その辺の確認をとっていただきたい。

プロポーザルについては最初言いましたので、そのことについてはそれ以上はあえて言いません。ただ、この趣旨質問にも出しましたけれども、北海道新聞小樽支社の米村という記者と会ったときに、昨晚東京で市長さんと会いましたと。そのときに、市庁舎は建てる予定があると。長さんというすばらしいお考えの方とあって、やるならこれだと確信をしたと。だからプロポーザルで行くというような意味合いのことを話されたそうなんですけれども、それが事実であるかどうか、聞いたところで始まりませんけれども、この庁舎の建設をプロポーザル方式でやる、今そういうおつもりでいるのかいないのか。今現在のお考えを伺いたいと思います。

そして、さきの答弁の中で、大分建設会社の社長さんたちの勉強になったという、何かプラス思考に考えておられるような返事をいただきましたけれども、現場というか、実務をしている人はこれでいったら仕事は何もとれませんか、もう音を上げているんですよ。ですか

ら、そうしたレベルのところの業界のお話をよく聞いていただいて、この方式で進まれるなら進まれるで、それは市長のお考えですからとやかく言うことはできませんけれども、やはり住民の方々が納得いくような形での施策の進め方をしていただきたいなと、そのように思います。その辺についてのお答えをいただきたいと思います。

賀茂医療圏の問題、これについては、窓口でいろいろなことを考えているからということですので、それができるか、できないかと言ったところで仕方がないことですから、それはそれで承っておきます。

賀茂医師会の内部に若干の動きがある。今回の病院建設をめぐって意思の疎通が思うままに行っていないといえますか、そういう状況の中で、これからの1次救急、また2次救急、その救急業務に影響が出てこないのかなどなのか、その点についてのご答弁が最初いただけなかったので、もう一度お伺いいたします。

公園の整備については、現在ある基本方針、これは更新の見直しもあるんだというようなご答弁いただきました。この点については、私なりに評価したいと思います。今の何もできないという、何もしないという方針でなくて、必要に応じて、場合によって、こういうことが必要だということになった時点で、その見直しをしていただくと、そういうお考えだということですので、それはそのようにお願いをしたいと思います。

それから、小田原城、確かに小田原城と価値観が違う。今あそこに建っているのは近世の城ですよ。しかも、昔からの形をそのまま残したものでなくて、その後つくられた部分も非常に多いお城のように承っております。ですから、確かにこの近世の城と下田公園にある下田城址とは違います。まるっきり土俵が違います。これは市長おっしゃるとおりです。

でも、私どもが注目したのは、あの近世の城とは別のところにある戦国の城址、城跡、空堀、障子堀があるわけなんです。その保存・公開をどうしているかということで、文化財課の学芸員の方に、日曜日でした、お休みのところを来ていただいて、講演というか話を聞かせていただいた。そのときにいろいろ聞いて、こういう方法もありますよということで説明を聞いた。それが先ほど申し上げた区域を小さな区域にして、そこだけを整備して、そしてこういうものがこの地域にあるんですよという形のものをつくって、それを公開したらどうかということなんです。

ですから、下田市としても、よく言われる身の丈に合ったと言いますがけれども、本当に身の丈に合ったやり方じゃないのかなと、部分的にやるだけですから。そういうことをもう少し調査研究をして、できる部分があったら取り上げていってくれる、そういうお考えがある

かどうかをお伺いしているわけであります。この点についてもお考えを再度お聞きしたいと思えます。

教育委員会が史跡のことで前向きにという、この点は非常に結構だと思えます。そのよう
にお願いをしたいと思えます。

石碑について、市長、いとも簡単に、建てるつもりはありませんというご答弁いただきました。そういたしますと、今年2月、私どもがお会いした副市長、副市長からる説明をされまして、とにかく待ってくれと。今そんな慌ててちやちなものつくる必要ないじゃないかと。少し時間をかけて400万円、500万円の立派なものをつくらうじゃないかと言われました。それで断念したというような経過がございます。そのときの副市長のお考え一体何だったのかな、その辺、副市長からお伺いしたいと思えます。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 最初のプロポーザルの関係で、ああいう公募をしながら決まったら金額がどんどん変わっていくというのは、先ほど答弁の中で少し述べさせていただきましたけれども、当然公募したときの仕様書、これご存じのように聖勝会という指定管理者が決まって、プロポーザル委員会の中に入っていて、聖勝会がこういう病院経営をしていきたいという中での仕様書づくりであります。経過が変わりました。プロポーザルはやったんですが、指定管理者がその時点ではもう変わってきました。当然のことながら、医療の中での考え方も違うでしょうし、例えば最初の仕様書の中では手術室の大きが1つ、例えば小だか中だかが1つというような形の中では、今回のSMAさんの内容につきましては、やはり救急にある程度特化するとなると、かなり手術をする部門も出てくるだろうということで、手術の大きを3つというような仕様変更等がまず中の部分では出てきました。

それから、私もプロポーザルの委員会として入っておりますので、JMA、戸田建設、それからプロポーザル委員としてこの内容について今チェックをさせていただいているところでありますが、下田市からはこの業者が決まった中で、下田市長としてこういうお願いをした経過がございます。それは、南高の下流地域に増水地域があるわけです。平滑川の上流から水が出て常に大雨で増水をしてしまうところがあると。これが病院建設ということですべて生コンが打たれた場合に、その水のはけ口というのはまた大きな行政責任になる可能性もあるし、その地域の方々の思いを考えると、雨水対策をしてほしいという要望を下田市としては出させていただいております。当然これになると、降った雨をどこかにためておく、こういうものが必要になってくる。こういうのも少し仕様変更になっている部分があ

ります。これは当然下田に建てられる病院でありますので、地元の市長とすれば、プロポーザルの中でそういう提案をさせていただいております。最終的な決めるときの提案でございますけれども、それをぜひ実行していただきたい。当然お金が少しかかってきます。

それから、エコ対策。やはりこの時期につくられる新しい公立病院ですから、エコというものをしっかり、環境に配慮した新しい病院、そういうイメージアップをしていただきたいということも要望した経過がございます。ガスを使うというところから、オール電化というように仕様変化がなりました。ただ、それでご存じのように電化にするということで、建設費が若干上がってきます。しかしながら、先へ行けば、全部これは上がった分は減価償却費として指定管理者が負担をするものでございますので、当然JMAとしてもその辺のことはしっかり精査して、お金をかければいいというものでなくて、じゃ、電化にした場合、どこで例えばガス仕様にした場合にランニングコストが逆転現象が出るかということまでは詰めさせていただいています。案外早くにガスを使うよりか、設備投資はかかるけれども、多分3.何年という、4年もかからないうちにランニングコストが変わってきます。そうなるすべて指定管理者がかかる経費というものは、当然経営上、少しでも経費節減という中では、環境を守るということと、要するに熱が出ないという電気の場合とを考えたときに、はるかに電化の病院建設というようなことで少し仕様が変わってきていると思います。

それから、医療ガスアウトレットっていったんですかね、要するに各部屋に医療ガスの問題とか、それから重篤患者を常にナースステーションのある程度のところに置いておくようなハイケアベッドとか、こういう要するに患者さんを大事にする、患者さんにしっかり受け入れられる病院建設という中で、若干病院側のポリシーというのが出てきている部分がありますので、この辺は当然、その分上がった分については、すべて病院側が建築費の肩がわり、減価償却ですべて払わなければならないという中で、やっぱり理想とする病院建設についてはその辺は理解をしていく必要があるんじゃないかということで金額変更が若干出ている。

今これはプロポーザルの委員等も入って、最終的な決定を今詰めているところでございますので、間もなく建設費等も決定した金額が出てくるのではなかろうかというふうに思います。

連帯保証人という言葉が不適切じゃないかということでありますけれども、これは6市町でつくっている一部事務組合、当然下田市が構成員ということで、当然この起債を起すためにはやっぱり同意ということが必要であって、今回議決をされた事項でありますので、これに確認しまして、今、議員のほうから、9月7日付で県の自治財政部のほうから6市町の

長の合意書ですか、ということはちょっとさっき答弁の中で述べましたけれども、あのときにはやはりまだ少し混乱をしている病院事業ということで、県も起債を国に上げるのに、またどこかでつぶれてしまったというのは困るよという中で、我々についてはしっかり6人の合意を得て、それなりの書類を出してくださいという話だったんですが、おかげさまでこの12月5日の臨時議会ですべて議決をされて進み始めましたので、先ほどの答弁のとおりこの議決というものが担保になるというようなことで、県のほうからは特に同意書は要らないというようなお話も病院組合のほうから報告があったところでございます。

プロポーザルの関係で、地元の業者にぜひ仕事をということにつきましては、先ほどしっかり私のほうからも答弁をさせていただいて、市の庁舎、それから幼保再編、調理場の問題につきましてはプロポーザルのやり方につきましても当然地元の業者が競争参画させるような形のことを配慮したことをぜひ考えていきたいという答弁をさせていただいたとおりでございます。

1・2次救急との地元のかかわり合い、あるいはその救急車がどこへ運ぶかとかいろいろなもの絡んでいるんでしょうけれども、今回の新病院につきましては、医療機械を少し増額をしたいという思いを持っています。これは、医療機械についても同じく病院側の負担でございますので、減価償却の負担が出てくるわけではありますが、新しい病院とすれば、当然いわゆる2次救急までの病院であります、何でもかんでも3次の患者さんを簡単に順天堂へ送るんじゃなくて、ある程度やっぱり新病院で対応できるような医療機器、例えば血管造影装置等も入れれば簡単な心筋梗塞、あるいはそれを例えば造影機を見ながら手術も簡単にちょっと、カテーテル手術だったらできるような、そういう医療機械を入れて頑張っていこうという姿勢の中で医療機器を整備するということは大変地域の方々にとっては、高齢化する中で大変ありがたい思いである。医療機器を増やすということは、当然病院側が負担をしなければならないわけですから、そこまで考えてくれているということに対しては大変ありがたい。当然3次救急まではできませんが、従来の申し込みのときにあった、先々行ったら2.5次救急まで目指したいということについては、365日24時間態勢で常にそういう体制をとるといったような内容でございますので、大変急性期にかけては安心できる、市民にとっては大変ありがたい病院ができ上がるのではないかなということで、やはりそういう面につきましてはしっかり支援をしていきたいというふうに思っております。

石碑の関係について、じゃ副市長のほうからちょっと答弁をさせていただきます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 下田城址の石碑につきましては、議員が言われるように、2月の段階で私に対応をさせていただきました。ちょうど市長、公務で出張中でしたので、対応するに当たっては、当然原課のほうから今までのいきさつもしっかり聞きましたし、市長とも協議をさせてもらって回答したわけでございます。

議員言われるように、どうせ建てるならちやちなもの 言葉悪いんですけども じゃなくてしっかりしたものを建てたいなということも言いました。ただ、議員から400万円から500万円というような数字が出てきましたけれども、これは私は金額的なものは一切言っておりません。いいものを建てたらいかがかないことは言いました。

ただ、その中でぜひ行政にすべてということではなくて、寄附等々も募ったらいかがでしょうということもこちらからの提案として言わせていただきました。

そうした中で、ロータリーの皆さんが記念事業として、議員も言われるように、ほぼ100万円と聞いておりますけれども、その経費を充当して、あそこに入り口の下田公園のすばらしい石碑のさらに横の入り口に面した一等地、ここに立派なものを建ててくれました。ですから、これはこれで私はいいんじゃないかということで、先ほど市長としてもそのほかの方法は考えていないということ。寄附をしてくれた方々に対して心から感謝をしているものでございます。

議長（増田 清君） 市長をお願いします。

庁舎はプロポーザルで考えているかという質問がございましたけれども。下田の庁舎。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 庁舎についても私のほうで質問をした。それに対してのご答弁が、今のでいいじゃないですかということでしたので、私のほうで質問をした内容ということで、そういうことで理解していいわけですね。言っているほうもよくわからないんですけども。

〔発言する者あり〕

2番（藤井六一君） 北海道新聞の小樽支社の米村という記者から私は聞いたんです。下田の市長と昨晚東京で会ったと。そのときにプロポーザルというすばらしい入札方法というか、その方法があると。長さんという方から承ったと。ですから、近々やらなければならない下田の市庁舎もその方法でやろうと思っていますという話をされたようですよ。ですから、そのことでよろしいんですかということです。

議長（増田 清君） 3分前です。

2番（藤井六一君） ほとんど再質問はもうないというか、期待するようなご答弁がいただけなかったわけなんですけれども、副市長、石碑のことについては、確かに行政だけじゃなくて、皆さんも一緒に考えてくれということも言われました。一緒に寄附など集めてやりましょうやと。それで、400万円、500万円というそういう表現した記憶はないということでしたけれども、それは副市長の間違いです。確かに私は聞いています。むしろ600万円と聞いたんじゃないかな。でも、ちょっとうる覚えだったもので四、五百万円という控え目に言ったんですけれども、いずれにしても、ちやちなものでなくて立派なものを建てよう。というのは、寄附者には非常に申しわけないですけれども、ロータリークラブの中でもそういう話があったようですが、道標なんです、今できているのは。道標、入り口の部分の。ですから、下田城址というものを、これが下田城址なんだという、そういうものを表現した石碑ではないということなんです。ですからそういうものが欲しいと。それは副市長、2月に話し合いしたときに、やっぱり同じ思いじゃなかったでしょうか。中途半端なもの、ちやちなものはやめよう。立派なものつくろうじゃないかと。そのためには少し研究する時間をくださいよと、そういうお話でしたんですよ。何もここへ来て、80万円、100万円の石碑を建てようということのための時間の余裕ではなかったはずなんです。僕はそんなように考えています。したがって、今のような質問になったわけです。

答弁必要ございません。終わります。

議長（増田 清君） これをもって、2番 藤井六一君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番。1、混迷を深める共立湊病院の新築移転問題について。2、ワイティービジネスと下田クリーンセンターの産廃処分場問題について。3、鳥獣被害対策について。4、下田市幼稚園、保育所再編整備について。

以上4件について、1番 沢登英信君。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議長よりご紹介いただいた順に順次質問をさせていただきます。

混迷を深める共立湊病院の新築移転問題についてですが、静岡メディカルアライアンス（SMA）が平成23年4月から共立湊病院の指定管理者として公益社団法人地域医療振興協会から引き継がれることになりましたが、共立湊病院の縮小なき医療の継続が実現されるのでしょうか。医療の空白化は克服され、医療の充実が図られているのでしょうか。この点について、まず市長の所見をお尋ねしたいと思います。

また、平成24年5月から新病院が南高跡地に建築され、開院するわけではありますが、跡地の湊病院への診療所はどのように進められるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

1市5町の組合営であります公立病院、共立湊病院は、下田・賀茂地区に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としていると思います。

不足している医療とは救急医療であり、周産期医療、産科の確保や小児科であります。また、医師のいない地域をなくすなど、地域医療の確保ではないでしょうか。このような地域の課題が、旧南高跡地への共立湊病院の新築移転計画により、どのように充実され、前進されるのかお尋ねをしたいと思います。むしろ後退をしているのではないかという疑問を抱かざるを得ません。そこで、どんな病院がつくられるのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

平成9年10月、共立湊病院の開設以来、地域医療振興協会に委託または指定管理者とするいわゆる公設民営の施設、伊豆半島南部唯一の公的病院として、住民が安心して健やかに暮らせる地域づくりを進めてまいったと思います。

第1に、わかりやすく優しい医療、患者の命と人格を尊重した医療、24時間救急に対応できる医療、また他の医療機関や保健福祉と連携のとれた医療、健全経営の医療が今日まで12年間続けられてきたと考えているものであります。

そこで、どうして地域医療協会は指定管理者に応募をされなかったのか、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

いざ南高跡地に新病院を移転する段になりまして、医療機関が決まらず混迷を今日深めてきたわけであります。医療法人社団聖勝会が指定管理者の指定を受けたにもかかわらず、昨年の12月18日、辞退をしました。150床の病院経営を指定条件にしていたにもかかわらず、一般病床90床、療養型60床とする提案がなされたわけであります。これをもって指定を受ける資格が既にないのではないかと思うわけであります。どうして聖勝会が選定されたのでしょうか。また、聖マリアンヌ医科大学が支援してくれるとの期待も消え、辞退をせざるを得なくなった、こういうことではないかと思うわけであります。川勝知事は新年早々、このように辞退をすることになると思っていたとコメントをしているわけであります。

さらに、本年7月1日、指定管理者に指定されました社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（JMA）は、静岡県内で医療行為をすると、社会医療法人の非課税措置など、その優遇措置が、その資格が解除され、実質的に指定管理者になれないと静岡県より指摘を

されたわけであります。病院施設ができて医者がないというような心配を引き起こしているわけであります。なぜこのような住民に不安を与える失態を次々と引き起こしてきたのか、明らかにしていただきたいと思うわけであります。

また、JMAとSMA並びに聖勝会との関係は、どのように理解をされたらよろしいのか、市長の所見をお伺いしたい。

第5に、指定管理者の医業に対する赤字補てんは行わないとされてまいりました。平成23年4月から24年5月まで、新病院が建設されるまでの間は、この間、病院組合では9,000万円の赤字が出ると予想をし、補てんをすることにしようというわけでありますが、さらに準備金6,000万円、医師招聘費2,000万円など1億7,000万円からの支援をしようということではないかと思いますが、どうしてこのようなことになったのか、これもあわせてお尋ねをしたいと思います。

第6に、また、職員宿舎に4億8,100万円をかけ建設する。しかも、戸田建設横浜支店に随意契約を進めるというわけであります。官製談合そのものではないか、このような疑問を持つわけでありますが、どのように考えておられるのかお答えをいただきたい。

第7に、これによりまして、共立湊病院組合会計は平成24年度には、2年後には12億2,000万円余りの赤字になると自ら予想をしているわけであります。各自治体、1市5町での赤字を負担することにはならないのでしょうか。赤字負担や建設費に伴う負担金が必要というのであれば共立湊病院組合を脱退すると表明している首長もいるのではないかと思います。

第8に、市長は、このようなことから、下田市立病院として建設する決意を持っているのか。そのようなことが可能と考えていられるのかお尋ねをしたいと思います。

第9点目としまして、文化勲章受章者大久保婦久子さんゆかりの方からの2,000万円の寄附金は聖マリアンナ医科大学から湊病院の院長となる先生を招聘するため寄附講座を聖マリアンナ医科大学に設けるとされてきたわけであります。このたび、SMAにこの2,000万円も差上げると、こういうことのようにありますが、この2,000万円はどのように使われるのか、寄附者の心情からいっても明らかにする必要があるかと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

第10点目としまして、聖勝会が公募に応じたとき、共立湊病院組合との間で交わされました協定書、新病院指定管理者選定要領第6項、指定管理者の指定についての中で、正当な理由なく指定管理者になることを辞退したことにより、共立湊病院組合が損害を負った場合は、

損害を賠償するとされているわけでありませう。

したがって、少なくとも9,000万円の赤字補てんは聖勝会を継承したSMAに賠償していただく、赤字補てんはなしとすべきではないか、こう思うわけでありませうが、その点はどうにお考えになっているのでしょうか。

11点目としまして、共立湊病院の充実、存続のための指定管理者の公募を求める陳情書及び請願書が1,600名を超える署名を添えて管理者及び組合議長に提出されました。社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスに提示している指定条件で指定管理者を公募してほしいという内容であります。

当然の要求であり、多くの市民・住民から支持をされている見解であると思ひます。市長はどのようにこの陳情等をお考えになっているのか、改めてお尋ねをしたい。

なお、この署名は、下田市議、南伊豆町議、松崎町議あるいは河津町、東伊豆の町議、16名の呼びかけにより住民の協力のもと16日間の取り組みで、平成22年11月26日提出されたものであることをつけ加えておきたいと思ひます。

次に、ワイティービジネスと下田クリーンセンターの産廃処分場問題についてであります。

静岡県知事は、ワイティービジネスの許可の取り消しから10年が経過し、この間、違法行為がなされなかつたので許可せざるを得ない。ただ許可するのではなく条件つき許可としたい。この提案を石井市長は受け入れまして、公害防止協定をワイティービジネスと結ぶべく検討委員会を設置されたわけでありませう。

下田市議会は、ご案内のように平成20年12月、21年9月議会において、不許可を求める決議を2度ほどしてきているわけでありませう。昨年の6月1日には、1万2,862名の反対署名が県知事に届けられているわけでありませう。

そこで、大沢地区産業廃棄物処理業に関する検討委員会は、どのように進められているのか、まずお尋ねをしたい。特に、10月28日、ワイティービジネスとの第1回の協議の結果、どのように検討されてきたのか。また、このような重大な事項が全員協議会でも報告をされないというような実態は当局の姿勢を改めて問わなければならない、こういうことではないかと思ひわけでありませうが、どうして報告をされないのか、あわせてお尋ねをしたい。

また、下田クリーンセンターのその後の現状はどうなっているのでしょうか。処分業の申請等についてもお尋ねをしたい。地元住民にきっちり説明をする、こういう指摘をされているわけでありませうが、これがどのように実施がされることになるのか、再度お尋ねをしたいと思ひます。

次に、鳥獣被害対策についてお尋ねをいたします。

野生獣によります農作物の被害は経済的損失にとどまらず、農業や林業者の生産意欲を著しく後退をさせております。そして、少子高齢化の現状とあわせ、中山間地の集落の崩壊を引き起こしつつあるのではないのでしょうか。また、野生獣によります交通事故や人身事故も心配をせざるを得なくなっていると思います。まちを挙げての対策が今求められていると思うわけであります。水源の涵養や郷土を保全する里山をきっちりとつくっていく、このような総体的な計画が今求められていると思うわけであります。

里山から市街地に出るようになったため、家庭菜園の被害だけでなく、建築物や人々への被害も出ている。こういう報告が平成21年度施設状況の報告書によりますと、こういう記載があるわけであります。また、道路や線路に飛び出して交通事故が起き、交通機関の運行が中止となるなどの事件も起きていと言われているとされています。農地以外の被害も多くなっているわけであります。

被害作物は稲や芋類、果樹、野菜、タケノコ、生息状況は市内全体通年というのがこのイノシシの被害として挙げられているわけであります。また、ニホンジカはここ数年増加傾向にあり、ワサビ田への被害が報告されております。猿も、白浜、稲生沢、朝日地区に通年で出没している、こう記載されているわけであります。

そこでまず、平成22年度、今年度の被害状況についてどのように認識されているのかお尋ねをしたい。それから、平成23年度に向けまして、被害防除対策はどのように計画されているのか、どのように予算措置をされているのか。電気さくや防御さく、あるいはモンキードッグの追い払い対策、緩衝地帯の整備等どうされているのか。

また、駆除対策につきましても、猟友会や狩猟者との協力体制がどうなっているのか。専任捕獲班の設置や、この地域で免許の取得の講習会をする等の企画が必要かと思うわけであります。また、鳥獣害に強いまちづくりを目指して、下田市だけではなく、市町村、県などとの広域の取り組みが必要ということが言われているわけであります。

伊豆地域の有害獣被害対策連絡会に加盟して、賀茂地域の市町、農協、猟友会との連携をとり、広域で対処していくという方針を21年に立てられているようでありますが、どのようにこれが実施をされ、どのような成果を上げられているのか、お尋ねをしたいと思います。

第4に、下田幼稚園・保育所再編整備についてお尋ねをいたします。

幼保の再編整備につきましては、平成9年構造改革委員会幼保関係検討委員会以来、今日まで進められてきていると思うわけであります。平成13年度には、行財政事務改善委員会幼

保一元化部会では、白浜地区を幼保園のモデル地区と設定をいたしました。平成16年には幼保一元化推進委員会によります中間報告が4ゾーンに分けて、それぞれの施設の整備を図っていくという計画になっていたと思います。

この間、外浦保育所の廃止、浜崎幼稚園、稲生沢幼稚園の廃止などを進めてきたわけですが、しかし、そこに流れますのは、地域の子供たちは地域で育てるという、子供たちの生きる力をはぐくみ、長時間保育や延長保育など、それなりに対応をし、女性の就業と子育ての両立を支えることを目的に、小学校入学までの一貫した幼児教育施設として進められてきたと思うわけであります。

ところが、本年6月1日付幼稚園及び保育所再編整備委員会、庁内会議によりますこの下田市幼稚園・保育所再編整備基本計画は、これまでの理念を全く投げ捨ててしまう地震対策などの施設整備をこななかったことを、まさに逆手にとりまして、施設の老朽化で安全が保てない、少子化の中、施設を建設する財源がないことを理由につくられた計画で、まさに廃止計画と言わざるを得ないと思います。

民間保育所の稲生沢保育所、ひかり保育園の22年度定員は180人、平成26年度には210人、平成30年には240人と定員を増加させているわけであります。そして、その一方で、第3保育所に認定こども園、150人定員が1園あればよい、こういう計画になっているわけであります。しかも、平成23年度、あと1年後には第3保育所は廃止し、24年、25年でこの認定こども園を建設するとされているわけであります。

さらに、白浜幼稚園・保育所、須崎保育所、柿崎保育所、稲梓幼稚園、第3保育所、大賀茂保育所、吉佐美幼稚園、つまり5保育所、3幼稚園を廃止するとしているわけであります。平成26年度には、この幼稚園・保育園は廃止をしてしまう。各地域の人々が築き上げてきましたこの地域コミュニティー、地域社会、区民の子育てや地域のイベント力をまさに破壊をする結果とならざるを得ないと思います。須崎・柿崎・大賀茂・吉佐美地区の区長を初め区民の皆さんの理解が得られない内容であると思うわけであります。

そこで、庁内検討会議でまとめました下田幼稚園・保育所再編整備計画は、保護者及び地域説明会開催をし、下田市立学校等再編整備審議会に本年8月諮問をされ、月1回のペースで本年12月答申予定となっていようかと思えます。どのように進められているのか、まずお尋ねをしたい。

また、下田幼稚園の父母の送迎用駐車場がなくて現に困っているというようなことがこの報告書の中で審議の中で指摘をされているわけであります。

また、認定こども園の運営について、どのような運営がされるのか、これらの内容が定かでないという実態があるかと思しますので、この点もあわせて質問をさせていただきたいと思えます。

以上で趣旨質問を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 沢登議員のほうから、まず病院の問題につきましてご質問が出ましたが、先ほど藤井議員の中での答弁のように、やはり病院組合の議決というのがされた中での答弁になりましたので、自分なりの判断でもって答弁をさせていただきたい、こんなふうに思えます。

まず、24年4月、つまり来年から、共立湊病院を引き受けるSMAという中で、縮小しているのではないかというような形でございますけれども、まず、現実的なことを考えてみますと、この半年間でSMAさんがこの医療空白をなくしていただいたということ。これについては、大変なことであると同時に、我々とすれば、準備期間がない中で、協会さんがご返事をよこさない。困ったもんだという中で、当然前向きに救急医療をしっかりと確保しなければならぬという思いが大変強うございました。

その中で、SMAさんに2次救急を主体にやっていただくことが重要であるということで、若干その間診療科に縮小が出てきても、1年間はやむを得ないという考え方を持っております。

先般聞いた中では、このSMAのほうではもう来年の医師確保状況として、内科医が8名、それから外科が2名、整形外科が3名確保できているということのご報告をいただいておりますので、重ねて看護師、准看護師等も60名近い数字というようなことも10月の段階で確保できているというような報告も来ていますので、当初予定しておった50床のスタートでなくて、2病棟100床の病院でスタートできるというようなご報告を受けておりますので、それほど大きな混乱がなく24年からの新病院にうまく移行できると、こんなふうに考えているところでございます。

これに関連して、湊病院の跡地利用というのもちよっと触れられましたよね。これはまだ、申しわけない、先の話になりまして、とにかく共立湊病院を壊さない跡地利用ということも現実的にはならないということで、診療所の問題等も含めまして、当然今後、組合の中で協議をしていく問題というふうに思っております。

後退しているのではないかということにつきましては、後退じゃなくて、いい方向へ前向きに今進んでいるというようなご理解をしていただきたいと思います。

失態を繰り返してきたというのはきつい言葉でございましたけれども、なかなかやっぱりこれだけの大きな事業を完成させるには、地域間の意識の違いとか、いろいろな問題点も絡んできたことで、紆余曲折いろいろな問題点にぶつかってきましたが、最終的には私にとっては一番いい結果になっているのではないかという判断をしているところでございます。

医業に対する赤字補てんをしてこないということの中で、平成23年4月から平成24年5月のいわゆる医療空白の中で、9,000万円の何で赤字補てんをすることになっているんだということは、少し誤解があるかもしれませんが、この辺はちょっとご報告申し上げたいんですが、いわゆるSMAが、今申しあげましたように共立病院の空白の期間を受ける大変短い中でやるという中では、まずは医師の確保、それから看護師さんの確保、一番は看護師さんの確保だったと思いますけれども、その辺がままにならなければ、当然小さな病床からスタートするということになると赤字が出るのは当たり前であります。今現在でも、共立湊病院はあの状態で赤字が出ているというふうに聞いておりますので、当然病床を縮小すれば赤字からスタートになるという中で受ける側とすれば、この赤字は補てんしてくださいよという中で、これは首長の中では合意をされております。

ただ、この9,000万円という数字がひとり歩きしているのは、収支計画の中に9,000万円という数字が出てきてしまっているということでございますけれども、これはSMAが県のほうにいろいろ届け出をしている中での計画を出さなければならない数字がまだ現在残っているということでございまして、我々組合とすれば、SAMに対して赤字が出ない病院経営というのはどのくらいの病床を確保できればいいんだというシミュレーションをしっかりと出すように言っております。その中で出てきた数字とすれば、90床の病床を運営できれば赤字は出ないというようなシミュレーションが出ておりますので、この辺は実際やってみなければわからない話でございますが、とりあえず医師の確保と看護師、スタッフの確保で100床から来年の4月以降、病院経営がスタートできれば、かなりこの赤字の額というのはこの数字なんか全然比較にならないところでおさまるというふうに考えておりますので、沢登議員にはぜひ、この9,000万円が赤字になる、これを組合が補てんするんだということはまだ全然確定してない数字でございまして、その辺を市民の方々にこんな数字を負担するんだということは、逆に市民のほうから混乱が出てくるというようなことになりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

それから、準備金の6,000万円、それから医師の招聘費の2,000万円というのは、ご存じのように公設の病院を開設するときには、病院のほうに運営健全化交付金要綱というのがつくってあります。この中で、地域医療振興協会が公立病院を受けるときも、ご存じのように当時開設に要する業務助成ということでまず3,000万円。それから3年間にわたりまして、初期運営の中での助成という形で1,000万円ずつ、都合6,000万円を補助しております。という金額を今回は特に引き継ぎという中であれば、当然来年の4月1日からそっくり医師だとか看護師さんが入れかわるわけじゃないですね。当然その前段階で医師も新しく4月から入ってくれる医師が入って、病院の今の中での研修をしたり、実務に当たる、あるいは看護師さんも連れてくる。そうすると、利益が出ない中でそういう期間が当然出てくるわけでありますから、当然のことながらお金がかかってくるということに対して、組合側からすれば助成金として今言った準備金6,000万円、これは当然協会さんにもお払いした形で病院を新しく開設するための助成金でうたわれている交付金でございますので、これを先にお支払いするという中で、病院組合の準備金のほうから出させていただきます。

それから、医師招聘費の2,000万円につきましては、下田市が大久保婦久子さんの遺族からいただいた2,000万円、あくまで医師の確保ということでございますので、SMAの場合は聖マリアンナ医科大学、それから東海大学医学部からお医者さんが回ってきます。そういうための医師確保の中の一部として使わせていただくということで、2,000万円をそのまま大学じゃなくてSMAのほうへ渡すと。それで医師を確保していただくというような形で使われるわけであります。

ですから、この辺は当然の我々の義務としてお支払いする金額というような考え方を持っております。

もう一点、組合会計が24年度に12億2,000万円の赤字額となるというふうに予想しておるというご質問がありましたけれども、これも、ご存じのように病院会計というのは企業会計ですね。という中で、確かに11月26日の運営会議の中でその数字が表として配られました。平成24年に累積欠損金で12億2,681万円というような数字が出ております。しかしながら、平成25年にはこれが7,000万円ぐらいに減っているというのは、これは企業会計という中で、県の財政部のほうから指導を受けながら会計上の整理をしているところであります。ですから、平成24年に特別損失というので9億3,000万円ぐらい上げてきます。これは、今の病院を取り壊す解体費用とか、それから建物に残存価格というのがあるんですね。これを帳簿上から消していくという中で、いわゆる資産減耗費という項目になるんだと思いますけれども、

こういうものを計上したために、そういう数字が上がってくるということで、これは現金がそこで必要かという問題じゃ全くないんです。

ですから、その辺をよく誤解をして、この間の病院の議会の中でも12億円の赤字があったら、各自治体が大変な思いなんじゃないかと、そんなことは全くない数字で、病院企業会計上の中での県からの指導で、24年度までは共立湊病院が赤字になるということで、こういう手法を使いながら累積欠損金の処分というものを、資本剰余金を使用して上げて消していきなさいというような指導を受けている金額でございますので、全く各自治体からのものが充てられるということはないという数字で見ただければご理解いただけるというふうに思います。よくあるでしょう。帳簿上でそういうものを1回上げて消していく。ただ、お金をその中に入れなければならないということではなくて、企業会計の中ではそういう手法が使われるということをご理解いただきたいと思います。

この収支計画につきましてもよく見てみますと、完全に平成30年には黒字会計になります。37年度には累積赤字のすべてがなくなってくるというシミュレーションがされておりますので、それが形見しておけば、その後組合側には推定ですけれども、3億円から4億円のお金が残ってきますので、それで資金ショートを起こすなんてことはあり得ないと。これが要するに病院会計を赤字にしないという今回の手法でございますので、これが全国からやっぱりかなり注目を浴びている病院組合の運営ということで、我々はそれを計画して、実行して、今ここでスタートができるという段階になっておりますので、ご理解をいただければというふうに考えているところであります。

市長は下田市立病院として建設していく決意をお持ちなのかということ、言っている意味がよくわからないんですが、これはあくまで公立病院ということで、組合病院というふうに理解をしていただければというふうに思います。

先ほどの大久保婦久子さんからの2,000万円の寄附金の場合は、今言ったような形で、大学の寄附講座という流れじゃなくて、流れは一緒になるんでしょうけれども、医師の確保というためにそのままSMAさんのほうにお渡しして、今言った引き継ぎ等に係る医師の確保を早くしてもらおうというお金に使われるというふうに考えていただければというふうに思います。

それから、先般、沢登議員等が行いました署名活動の関係につきまして、市長はどういうふうに考えているのかということでございますが、これは請願とたしか要望でしたか。要望は管理者あてに出されたものでありますけれども、請願については共立湊病院組合議長とい

うことで議会に出されたものでありますので、先般の中では、臨時議会ですから急施事件ということで、最終的に議案にするかしないかということを経長が取り上げていただいて、それは採決の結果取り上げないと。もう既に議決が終わっている中での問題ということになったことは皆さん方もご存じの結果でございました。適正に議会のほうで取り扱っていただいたのかなというふうに思っています。

もう一方の陳情につきましては、管理者のほうで今ここで再公募をするなんて後戻りはできないと。ということで、時間も限られておるということで、前進していきたいというコメントを私のほうも報告をいただいております。

私自身も副管理者として、まさに管理者の言うとおりであるということで、管理者を支持させていただきました。

ワイティービジネスの関係でございますが、今、ワイティーといろいろ打ち合わせに入っているということで、これは担当のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

下田クリーンセンターにつきましても担当でよかるうというふうに思っております。

鳥獣被害の関係でございますが、まさに最近の状況を見ておりますと大変な被害等が出ておりますし、被害が出なくても大変あちこちにイノシシとかシカが出ているということで、先般、賀茂の農林事務所長さんからちょっと報告を受けた数字を見てびっくりしたんですが、今年の3月から10月までの捕獲数ということで、ちょっと表をいただきました。

下田がこの8カ月間でイノシシが109頭、それからシカが1頭、アナグマが2頭というような、これだけのものが捕獲されましたよという。ですから、これは多分報告受けている数字で、あとは個人的にどこかで何かに刺さって死んでしまったとか、捕まえたとかというのがあられるのかもしれませんが、イノシシが大変多いという感じを持ちました。シカが1頭ということで、シカもかなり山の中でいっぱい出ているようではありますが、捕まっているのは1頭ということで。

シカにつきましては、東伊豆町が21頭、松崎町が21頭、西伊豆が42という数字が大変シカを捕まえているなという形でございますが、松崎につきましてもアナグマが18頭とか、西伊豆町にしても17頭ということで、イノシシ以外のものがよそでは大変捕えられているということで、被害状況等につきましては担当課から、まとめてありますので、ご報告申し上げたいというふうに考えております。

幼稚園と保育所の再編整備でございますが、今これも各部署、特に教育委員会のほうでは再編整備審議会等で意見交換をさせていただいているということで、これも議員から3つほ

ど質問があったのかなというふうに考えておりますので、担当のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、私のほうからは議員のほうからご質問のありました幼保の再編整備の進め方についてお答えをしたいと思います。

これまでの経過につきましては、議員からお話をいただいたとおりでございます。平成9年以来13年が経過をしまして、この間、平成13年度には白浜地区に幼保一元のモデル園を、平成16年度には市内4ゾーンにそれぞれ幼保園をと、このような案が示されたところでございます。

しかし、予想以上の少子化、それに伴います急速な入所児童数の減少、施設の老朽化、それから保育・教育ニーズの変化への対応、このような課題が生じてまいりました。

加えまして、平成27年度までに公共施設の耐震化をしなければならない、このような問題も出てきまして、限られた時間の中でこれらの課題に対応する、その方策として、今回お示しをしております再編整備計画、これができ上がったと、こういうことでございます。

議員がいつもお話しされますけれども、地域の子は地域で育てる、この理念を大切にしたい、こういう考えにつきましては私も全く同じでございます。再編後の子供たちと地域とのかかわりにつきましては、これからは地域の行事等で子供たちとの交流を深める。その中で教育を進めていく、そのための工夫、これが必要になるのではないかと、このように思っております。

しかしながら、これからも未就学児、これは減少をしていきますし、老朽化により安心して子供を預けることができない施設であると。こういう現状を考えますと、幼稚園、保育園の再編整備、これは避けて通れないと、このように考えます。再編整備審議会の今後の進め方、それから駐車場の確保の問題、認定こども園の運営等、これらにつきましては学校教育課長のほうから答弁をさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私からは再編整備審議会等の動きについて答弁をさせていただきます。

説明会以後、再編整備審議会は8月、9月、10月、11月と開いてきております。その間にまた11月5日には区長会の皆様にもこの計画案をご説明させていただいております。今諮問

させていただいている審議会につきましては、年内にもう一回開催を予定しておりまして、来年の1月に答申をいただく予定としております。

審議会では、区長会との意見交換や先進地の視察等を実施いたしまして、さまざまな立場からの活発な議論をいただいております。また、精力的に審議していただいておりますもので、私どもといたしましては、この審議会の審議を尊重していきたいというふうに考えております。

そして、今後でございますが、この審議会の答申を踏まえまして、幼保再編に向けた基本計画、今、案でございますので、基本計画というものにいたしまして、教育委員会の承認、また政策会議での市の決定、そういうふうな協議をいただきまして、1月中には下田市としての意思決定をさせていただきたいというふうに考えております。

その後、決定した場合ですが、決定した基本計画につきまして再度保護者の方々、また地域への説明というような段取りで、市民の方々のご理解を求めていきたいというふうに考えております。

そして、下田幼稚園の送迎用の駐車場の件でございますが、現在も市民文化会館の駐車場を利用できる時は利用させていただくというようなことで、送迎に使わせていただいているわけでございますが、駐車場を使用できない場合については、近所の寺の境内等の駐車場をお借りしている状況でございますので、やはり物理的にあの近辺での駐車場の確保というものが難しいことから、駐車場について問題があるということは承知しております。

今後、この計画が実施されるということになった場合には、その時点で下田幼稚園の入所の予定人員というものが大体目安がつかます。そういうことから、その人員に見合った駐車場対策というものを検討していきたいというふうに考えております。

認定こども園につきましてですが、今のところこういうふうにはやっていく目標はあるわけなんです、現在、幼稚園、保育所の保育士、そういう先生方に研究会を使っただいて、運営についての協議をしていただいているところでございます。

先月、伊豆市の認定こども園を視察させていただいております、やはり地域の実情に合った運営をされているということでございますので、この研究会において、下田市の実情に合った運営の仕方をつくっていただけるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） それでは、私のほうのご質問、ワイティービジネスの件で

ざいます。

ワイティービジネスについての検討委員会の検討内容ということでございますが、9月の議会でもちょっといろいろご質問もあったところでございます。

8月6日に第1回の大沢地区産業廃棄物処理業に関する検討委員会を開催いたしました。そこで委員会の設置をさせていただきまして、ほかの地域の公害防止協定の事例の紹介と、またどういふものを協定の項目にというような検討をしました。その席に賀茂健福の環境課のほうからも出席をいただいております。

また、8月にはワイティーのほうの施設の現地調査等もいたしました。

それから、9月22日に第1回の検討委員会を行いまして、ここに県のほうから水質とか大気の専門の方に来ていただき、また産廃の関係でも先ほどの環境課のほうにも来ていただいて、いろいろ参考になる意見と説明、解説を公害に関するものをしていただいた中で、この公害防止協定案というものをこちらが事務局のほうで示しまして、その説明をいたしました。

それから、10月19日に第3回の検討委員会を行いまして、この中で協定書の案の検討、それから協定書の中に監視委員会というところの設置の項目がありまして、こういう監視委員会委員についての検討もさせていただきました。

それから、先ほどお尋ねあったとおり、10月28日にワイティービジネスと公害防止協定の第1回の協議をしたところでございます。これは総合庁舎で行いまして、検討委員会の方々に傍聴していただきまして、業者から協定書に対する、事前に送っておきましたので、意見とか要望等が出されました。

この日のことと、また後に持ち帰ってワイティーのほうでいろいろ協定に対する変更の願いということで、11月に入りまして4日に文面が送られてきたところでございます。

これを受けまして、11月16日ですけれども、第4回の検討委員会を行いまして、ここでこの願いに対する回答ということでいろいろ検討していただきました。その回答の検討をさせていただきました。

そして、いろいろその検討した内容でございますけれども、この協定には一応協定という部分と、それを受けて細目という2つに分けて協定をつくっております。その協定の前文のところにつきまして、ワイティーのほうからちょっと削除していただければというような文面が来ました。

その文面は、前文の中にさまざまな違法行為により許可取り消し処分となったことをという、そういう文面があるんですが、さまざまな違法行為と、この言葉、それから未来永劫に

わたって決してぬぐい去ることのできない下田市民の不信の念に対しという文面も入れてあるんですが、この文面に対して、未来永劫にわたって決してぬぐい去ることできない、こういう言葉を削除してもらえればと、こういうようなまずありました。この点につきましては、我々といたしましては、過去のいろいろなワイティーの違法な操業の状況を見て、とても削除するものではなくて、今後操業、もしなった場合、その状況によって次の更新のときに見直すというようなことで回答はしています。

それから、監視委員会についてのことにつきまして、監視委員会ではなくて公害防止協定委員会という名前にしていただき、我々ワイティーもその中の委員会に入りたいと、こういうようなことを言ってきたところでございますけれども、そういう協定委員会というのは前回の協定書にもありまして、その協定委員会が実際に実行できたのかといいますと、それが非常にあいまいなところがあった中の反省としてこういう監視委員会ということにして、協定の規定の遵守をしっかりと守らせると。そして、しっかりと監視していくということが目的であるから、それはできませんよということの返事であります。そして、これもまた見直し、更新後に状況を見て、見直すところは見直しますよという回答です。

それから、協定の違反があった場合の措置という項目があるんですが、この文面の中では、監視委員会が改善または操業停止を支持することができると、こういうようにうたっているところを故意的に違反した事実があった場合、協議を行い、県に報告、停止は県の指示によると、こういうふうにといい文面ございました。これに対して回答として、法違反は県の指示は当然として、我々としては協定事項についての監視ということの指示であるというふうに解釈するべきであって、前協定でもそういうふうにしていただけれども、効力が発揮されなかったという経過の上からそういう措置をしているんですよという回答です。

それから、この違反の停止を監視委員会が確認するまではその操業を再開できないと、こういうようにしているわけですがけれども、業者としては担当行政、これ県ですが、指導・命令を受けた場合、終了した報告を委員会に報告するという内容に変えていただきたいということを言っていますけれども、これも法に基づくものではなくまで県ですがけれども、この協定に基づくものに違反は監視委員会という中でこういうようにしているんだということを回答しております。

それから、事故が起きた場合の措置ということで、直ちに事故の日から操業停止をして、監視委員会に報告しなさいと、こうなっているわけですが、協定の規定が守れないことが確認された場合に、操業を停止して、速やかに報告しますと。これもワイティー自身の判断で

そうさせていただきたいということでございますけれども、回答として、ワイティービジネス自身が守れる、守れない、事故の措置後ですね、そういう判断を下すということが出来るというふうに我々は信頼関係はまだ築かれていないんだという判断の中で、当初どおりの監視委員会のもとでということに回答しています。

それから、監視委員会の事故の再発防止の措置をまた命ずることができると、こうあるんですけども、これに対しても、ワイティーの事故の原因、対策、効果というものを自分で判断して、それをこのようにしますと、こういう報告を順次すると、こういうふうに言っているわけですが、やはり信頼関係の有無という観点からすれば、この監視委員会のほうから必要な措置を命ずるというふうなことにしていかなければいけないですということとで回答しております。

また、協定の最後のところには、協定の改定という項目があるんですが、処分業の許可の5年の更新になりますが、そのごとに見直しをしていくと、こういうように言っている文面について、それは削除していただきたいということでございますけれども、あくまでやはり5年ごとにワイティーの操業の状況を見て、見直していくことがベストであるというふうに考えておりますので、それは削除しませんというふうな形にして回答はしております。

それから、細目の中で、産廃の搬入の時間、これについて8時半から午後4時半までということをやっているんですが、これを朝の6時から夜の9時までにしていただきたい、そしてまた休業日を、こちらの協定では土曜、日曜、祭日また年末年始というところを、土曜と年末年始だけにさせていただきたいという要望ですけども、やはり時間については通学時間ということも考えて、また土曜日と祝祭日も休業しなさいということは、観光地であるということも配慮してそういう規定にしているんだと、こう回答しております。

それから、産廃の車両について、時間帯、17時から翌朝の8時半まで通行しないということ、それにはいいですよ。同じ時間だけでも、大型車両は通行しないというふうにしていただきたいということを言っておりますが、回答としては、中型の産廃の車両が何台も通行することも考えられるので、その大型車両ということは明記できないと、そういう回答になっております。

また、1日当たりの産廃の搬入量、焼却可能な12トン 1日ですね の量と、また破砕缶で保管可能な3.2トン以下という、これを搬入量としますよという規定を、保管量を超えない範囲にということにかえていただきたいということでという話がありました。これについては、1日の可能量が1日に搬入する量を超えて保管が可能であれば、その限りでない

という文面を加えますよという回答をしております。

また、11トン以上の車両は通行できないと、こういう規定をしているわけですが、それに対して車両の積載量は11トンまでにしていただきたいと、こういうふうに言ってきております。この意味は、積載量11トンまでとしますと、15トン車とか20トン車でも11トン以下で通行すれば、その大きさの車でも通行は可能だという意味合いがここには込められているのではなからうかということで、あくまでも前回の協定も積載重量は11トン車両となっているので、それは変えられませんという回答です。

それから、産廃の搬入につきまして、市内が30%、県内が70%、そして県外のものは搬入しないと、こういう協定をしている項目になっておりますが、向こうにしては県の条例及び指導要綱に基づく範囲とするというふうにしていただければとあります。県の条例ということは、県外の産廃の搬入について、所定の手続を踏めばできるんですというところの主張も込められたこの文面であるわけでありまして、その件について、県外産廃の搬入について、申請書では必要ならば事前協議の手続を経てとしている、そういう文面になっております。この件につきましても、過去の経緯を踏まえて、まず市内、県内、そして状況によってそういうことについては事前協議するというふうな形で回答をしております。

また、毎月の搬入状況の報告につきましても、必ずしなければいけないというふうにしてありますけれども、向こうとしては、ワイティーが必要と判断した場合に閲覧に応じますと、こういうふうにかえていただきたいとありますが、これも法ではこういう利害関係のある人に求めがあった場合は、それに応じて閲覧させなければならぬと、こういうふうに法でもうたっていますよ。そういう意味でもこれは搬入量が確認できる、そういうものについて、内容についてもう一度詰めましょうか、検討しましょうというふうにしております。

また、水質汚濁防止の対策に対するいろいろな措置について項目を設けてありますけれども、操業による排出は今していませんとか、していないんですが、また排水する雨水は上乘せ基準を遵守するというようなことで規定しております。これに対して、現状に即した管理を協議し、適正な措置をするという文面にということでございますけれども、その理由として、操業のそういう排水は河川にしていないと。過去の埋め立ての処分は、浸出水の排水口がないので測定ができないというような理由にしております。これにつきましては、水質関係の測定については、現地で再度立ち会って調査して、ここをというような場所の特定をしていきたいということで回答しております。

以上が協定の、また細目に対してのワイティーから来た文面に対する回答でございます。

そして、11月22日に全員協議会が行われた中で、行政報告をなぜしなかったのかと、こういう質問でございます。この公害防止協定はワイティーの操業と直接利害を有する関係3区の方々が、ワイティーの過去のさまざまな違法と協定違反行為に多大な影響をこうもってきたところでございます。そういう3区の方々に参加していただいている検討委員会で、まず十分に議論をしていただき、検討していただいて、その上で今後のワイティーとの協議において、協定の変化とか前進とか、そういうものが生じた場合に行政報告をしていくと、こういう所存でいたところでございます。そういう中で、先ほど経過報告をさせていただいたわけですが、現時点でこちらの協定書の内容が大きく変わったとか、そういう状況もなかったものですから、報告がなされなかったところの状況でございます。

今後とも状況の変化の中で行政報告はしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。

質問の途中ですが、休憩してよろしゅうございますか。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分休憩

午後 2時44分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番 沢登英信君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 鳥獣被害対策につきましてでございます。

平成22年度の被害状況でございます。これは農作物の被害は、防護さくの申請が35件ありました。そのほか通報等、被害報告を含めまして、被害面積は約4ヘクタールと見ております。

イノシシの被害につきましては、田牛におきまして、住宅の軒へ石が落下すると、そういう報告や、三丁目で住宅と神社に落石があったということや、西本郷におきましては水路の土手を崩しまして、埋塞をした。それと、立野におきましては電車との衝突等があります。

それとシカにつきましては、須原で防護ネットに角が引っかかったというような報告がされております。

猿につきましては、大賀茂や白浜におきまして、集団で出没して畑を荒らしたという報告があります。

それと、有害獣による人的被害であります。これは散歩中の人イノシシと遭遇し追いかけられたということでございます。現在のところ人に危害を加えたという報告はありません。

予算につきましては、有害鳥獣駆除業務委託と有害獣被害対策事業がありまして、箱わなの設置要望が多いという現状を考えますと、猟友会への委託の内容を含めまして考えていきたいと思っております。

ワイヤーメッシュ、電気さくの防護さくの補助額につきましては、耕作地への出没、農作物の被害の増大、申請件数の増ということもありますもので、近隣市町の状況を見ながら増額等を検討していきたいと思っております。

モンキードッグによる追い払いにつきましては、近隣市町でも実施した例がございませんので、情報等の収集とともに研究してまいりたいと思います。

また、緩衝帯の整備につきましては、やぶの刈り払い等による鳥獣の出没の抑制というのが期待できるわけですが、やぶの刈り払いということも国の鳥獣被害緊急総合対策交付金等も利用できますので、またこれを利用したいとは思いますが、整備後、今度地域の住民の方の協力がなくて次に進まないのではないかと思っております。これは草ですから、すぐ生えてしまいますので、地域の方にその後の管理をしていただくということでございます。

猟友会とは年度契約をしておるわけですが、現在、有害鳥獣一般と野猿駆除の特別駆除を締結しております。

先ほど市長が答弁をされました、県が緊急雇用対策を利用しまして、駆除委託をして実績があるということがございます。ですから、私たちも来年度に向けまして、緊急雇用でその駆除の関係の要望を今しております。ですから、予算的には財政とも要望の方向であります。

賀茂郡内どの市町も同じような被害が発生しておりますので、賀茂農林事務所、また近隣市町との連携を図りまして、鳥獣被害対策に取り進んでいきたいと思っております。

また、鳥獣被害対策協議会を立ち上げまして、交付金、これは鳥獣被害緊急総合対策交付金でありますけれども、交付金を活用しての取り組みも今検討しております。

内容につきましては、具体的には決まっておりますが、狩猟関係の講習会等も検討のうちに入っております。

そういった関係で、地域住民、猟友会や農協とも連携を図りまして、被害防止に努めてまいりたいと思っております。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 下田クリーンセンターに関するご質問でございます。

本件につきましては、9月定例会におきましても沢登議員のほうからご質問いただいているところでございますけれども、その後の状況、それから住民説明会についてというご質問でございます。

現在、処分業の許可につきましては、まだ事前審査の段階でございまして、正式な許可申請は提出されていないというふうに聞き及んでおります。また、住民説明会につきましては、土地利用の承認条件でもございまして、稼働前に住民に設置目的とか、利用計画を十分説明するようにという条件を付しておりますので、許可がまだ出ておりません。そういう段階でございますので、したがって、住民説明会もまだ開かれていないと、こういう状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 答弁漏れがございますか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ただいまのご質問につきましては、先ほど冒頭に申し上げましたように、いわゆる今、指定管理者が決まって進んでいる中で事実関係が明確に出てないことなものですから、私のほうからは答弁は差し控えさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） それでは、再質問をさせていただきますが、24年の5月に南高跡地に新しい病院が新築されると。この条件と同じように共立湊病院組合は残された湊地区に診療所を開設するというのは、これは同時進行ではなくて、新病院ができた後、跡地利用として検討すると、こういうようなご回答かと、市長からの回答はそういう回答に受け取れましたけれども、そういう理解でよろしいのかと。

僕はそうではなくて、僕の理解は、一緒に病院組合として、下田の南高跡地に移転する条件の一つとして、共立湊病院の跡地に診療所をつくると、条件になっているというぐあいに理解をしていたものですから、その理解は間違いなのかどうなのか、再度お尋ねをしたいと

思います。

それから、県が指摘をしてきましたこのJMAとSMAの関係というのは、理事長や一定の人的交流があるにしましても、全く別の法人であると、こう理解を県の指摘は当然できるわけであります。したがって、そうでなければ、何もSMAをつくっていただく、JMAそのものに指定管理をしているわけですから、していただければよろしいと。JMAが指定管理になれない事情がそこに明確にあると、こういうことであると思うわけです。

しかも、聖勝会を名義変更をして引き継いだと、こう言っているわけですから、聖勝会が当初受けた、指定管理を受けたわけですから、その責任も当然SMAが引き継ぐと、こういうことになろうかと思しますので、そのことによる新たな、9,000万円になるか幾らになるか知りませんが、市長の答弁ですと一定の補てんをするということになっているわけですから、その補てんは当然しないと。当然賠償請求を聖勝会、つまりSMAにするという姿勢が当然求められるのではないかと。それを管理者の責任で今のような状態が生まれてきているわけであります。指定管理者の責任ではない。それは病院組合の管理者の皆さんの責任であるということは明らかだと思っわけです。別にSMAをお願いをしないで、例えばの1つの例で言えば、引き続き協会をお願いをできるということであれば、6,000万円の準備金も、2,000万円の医師の招聘費も、あるいは9,000万円の赤字の補てんも必要ない、当然こういうことになろうかと思うわけです。それらの赤字や混乱さを引き起こしてきたのは、鈴木管理者や石井副管理者の責任大であると、こう言わざるを得ないと思うわけです。

この2つの指定管理者が2度も指定をし直して、しかも2度の指定管理者が指定者足り得ない、こういう状態を招いた原因は何かと、こう聞いてもいろいろな紆余曲折があつてしようがないんだと、こういう答弁で過ごされるような内容ではないと思うわけです。三たび同じような不祥事が生じる可能性というのは十分あるんじゃないか、こう心配するわけです。本当にそういう心配はないのかと。

病院建設に当たりましては、借金で行うわけですから、起債をするわけですから、その起債がそれぞれきちりと構成市町の首長さん方に、ある場合には分担をしていただくんだ、こういう決意がない限り、この事業が破綻をしたときにだれがどう始末をつけるのか、こういう問題が出てこようかと思うわけです。1億円の特別損失は、いわゆる資産が少なくなるから形式上のことで、何ら日常の病院の経営には問題ないよ、こういうご答弁であろうかと思うわけですが、病院組合の資産が9億円少なくなっているというのは事実でしょう。そういう予測をしているわけです。古い病院を全部やめてしまうから、残っていた資産はゼロに

してしまう。9億円の赤字が出るということを明らかにしているわけです。そして、毎年々、1億円からの病院組合は赤字を29年まで累積していくでしょう。

かつて、この国立病院は国から13億円の補助金をいただいた、援助金をいただいたから、12年間約1億円の赤字が出て、それで補てんができた、こういう事情にあらうかと思うわけです。今回はそういう事情がないんですから、これをやっていけば赤字の補てんを各町村でせざるを得ないと、こういう事情が当然出てくるわけです。その合意を各首長間でしていないままで、新病院だけのことを考えるのではなく全体の病院経営のことを考えれば、1億円ずつの赤字が出てくるんですから、それをどうするのかという見解を市長がお持ちなのか、お持ちでないのか、そこを聞きたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 共立湊病院の跡地利用につきましては、計画ですと、あそこがこちらの新しい病院に移行できた後に取り壊し、その一部を改修して診療所にするというのが基本的な考え方でありますので、まだ病院が4月、3月に立ち退いたからとすぐそこに診療所をつくるというような計画ではないというふうには考えております。ですから、若干のそこで取り壊し、改修というものが出てくる期間というものが若干必要であらうかというふうに思います。

ただ、老健施設があるところでもありますし、そういう面では指定管理者を受けたSMAがそのフォローは当然直営でまたやるわけですから、していくんだらうと、こんなふうに思っています。

それから、先ほどの12億円の赤字というのを議員がご質問したものですから、私は企業会計上のいわゆる残存価格、あそこは建物がなくなるわけですから、それを帳簿上の中で企業会計として消していかなければならないというようなこともあるものですからご説明を申し上げた。ですから、この病院運営につきましては、もう最初から基本的にはいわゆる病院組合の会計でもって病院運営ができるという計画をつくってスタートしておりますので、この関係で、先ほど言ったように病院組合が黒字になる段階では大体3億円、4億円のお金が常に用意できている状態でございますので、病院組合の運営についてのショートする問題がないという計画で進んでおりますので、これを途中でだめになる、だめになるというようなことの後ろ向いた考え方で我々はやっておりませんので、その辺の意見の食い違いがあるものですから、これいつも平行線になってしまうんじゃないかと思いますが、我々はそういう運営計画をつくって進めていく。そのための減価償却の全額負担、それから交付税の配分につ

いての病院組合の運営という資金計画をつくっているところでございます。

それから、辞退した聖勝会の損害賠償のことをちょっと。

これは、組合議会のほうで百条委員会というのをつくりました。この報告も私も出席して聞いたわけでありまして、この中では聖勝会の主張を一部百条委員会のほうでは認めております。そして、責任をたずねることはしていないという結果が出されておるわけでありまして、賠償を求める損害発生も不明でありまして、現在の組合側では損害賠償を求める手続というのはとらないという方向で今進んでおるところでございます。

私は、これは間違っていない、妥当であるというふうな判断を私自身はしております。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 妥当であるということであれば、また別の争い方をせざるを得ない、こういうことになるかと思えます。

公立病院の持っている課題、特にこの地域におきましては、周産期医療といいますが、先ほども言いましたように、産科の確保をどうしていくのかと。ただいま臼井先生がいらっしゃいますので、ここを最大限援助していくということが僕は必要かと思いますが、いつまでも臼井先生がやってくれるということではない事態は当然予想しなければならぬと。こういう課題に、この新しい病院がどうこたえようとしているのかという点については、残念ながらお答えをいただけていない。お答えできないなら結構でございますけれども、答えができるのであれば、ぜひどういう病院をつくっていくのかということの市長の最大限の決意をいただきたいと、こう思うわけでありまして。

それから、大久保婦久子さんのゆかりの方からの2,000万円のお金は医師招聘に使うんだと。しかし、6,000万円のお金と一緒にSMAに上げると、こういうことであれば、確かにこの2,000万円のお金がどういうぐあいに医師招聘のために使われたのか、この確認はどのようにされるのか。今どのようにSMAはこの2,000万円を医師招聘のために使おうとしているのか、わかっておればご回答をいただきたい。当然これは寄附者への報告する責任があるのではないかと、私は思うわけでありまして。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 病院の将来構想の中に、皆さん方も当然見ておることだと思えます。そういう中では、当初はやはり内科、外科、整形、小児科、プラスアルファという形でスタートするような状況下が申請内容に出ておりました。

しかしながら、我々地域の要望というのは産婦人科も欲しいよと、こういうことにつま

しては、今まで産婦人科の設置というものにつきましては、共立湊病院の場合は不可能というふうなご返事をいただいていた経過がございます。

しかしながら、このSMAの計画によりましては、医師の確保の状況によっては産婦人科も置きたいと、こういう目的を持って頑張っていくんだと。これはすぐじゃないですよ。当然24年の5月からは多分そんなことはできないんだと思いますけれども、病院の経営状況、それから患者さんの数によっては、医師の確保がどのくらいできるかによって、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉、皮膚科、それから泌尿器科、形成、脳神経外科まで、主に外来診察を行うような診療科目を増やしていくように努力するというような目標が出ているだけでも大変ありがたいというふうに理解をしているところでございます。

2,000万円の使い道につきましては、これは先方からも医師の確保のためということでの要望が来ておりまして、それに対して病院組合とすれば使っていただくというような、お互い合意のもとに使われるお金でございますので、今、議員がご心配のように、何に使われたかわからないということじゃなくて、医師の確保にしっかり使われたということについての報告は求めていきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 基本的な姿勢をぜひただしていただきたいと。SMAをお願いして医師が確保できればできるんですよ、産婦人科も。こういう論理ではないと思うわけです。共立湊病院の、いわゆる公立病院を病院組合がつくるわけでしょう。指定管理者がつくるわけじゃない。病院組合が産婦人科についてどういう設置をしようか、こういうことの議論があっても医者さんの確保が難しい、このくらいお金がかかると、しかしこういう形で努力をしていこう。こういう方向を出さずに、指定管理者の指定の善意にすがって、先生が見つかればできるんですよ。こういう論理というのはおかしいんじゃないかと思うわけです。ただしいただかなければ。

それと、そういう意味では第1次の救急の部分、夜間救急の問題は4,000件から、多いときには5,000件もの時間外の急患が来ると、こういう体制をどう対応していくのか、改善していくのかということは指定管理者の問題ではなくて、病院組合の問題であり、またこの下田市の問題ではないかと思うわけです。ご回答は結構でございますけれども、こういう基本的な姿勢を明確に市長にさせていただきたい。管理者の責任を明確にさせていただきたい、こう思うわけでありませう。

それから、ワイティービジネスの件であります、交渉を重ねてきたと。しかし、10月28

日にどういう交渉したかなんてことは議会の議員の皆さんは報告を受けてないわけです。これも今日の報告だけではなくて、今日報告してくれたことをきっちり資料として今議会に提出していただきたいと、議員に説明資料を配っていただきたいと、こういうぐあいに思います。

そして、特にどんな形で協定を結ぼうとしているのかと、日程的なことも含めてやはり大きな問題を含んでいますので、12月いっぱいとか来年の1年に合意になるんだと、こういうようなことではないんじゃないかと思えます。

それで、この問題も協定をして、ワイティーという業者が違反をしたら罪人をつくって、そこで協定違反だから取り消しをするんだと、このような論法ではなくて、ぜひとも根本的な解決を図ると、こういう方向を目指していただきたい。施設を買い上げてしまうとか、県と市が協力し合って公害が再び起きないようにこのヒノキザワの林道沿線の状態をつくり出すと、こういうことこそが必要ではないかと。ぜひとも県にこういう方向での解決方法を投げかけてもらいたい。公害防止協定をつくる一方で、これが本当の解決になるのかということを知事にきっちり上げていただきたいと思えますが、その見解はどうかと、こういう具合に思います。

それから、最後の幼稚園・保育園の整備計画でありますけれども、平成23年度中にもう第3保育所は廃止してしまうんだと。かつて稲生沢幼稚園、あるいは浜崎幼稚園、あるいは稲生沢幼稚園、その年度に提案してもう翌年度には廃止だと。こういうことではまずいんじゃないかということで議会がきっちり指摘して、もう一年延ばさせるといようなことの経過も現実を含んでいるわけです。この計画は……

議長（増田 清君） 3分前です。

1番（沢登英信君） ちゃんと時期のことも含めてきっちり見直すべき計画ではないかと思えますけれども、来年の1月、答申を得て、この計画どおり強行しようとしているのか、そこら辺のことを再度お尋ねをしたいと思えます。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 今のご質問でございます。交渉を重ねて、その報告、また今後この議会に説明資料をとというご質問でございますが、1回交渉をしているところで、これからのところが多いところでございます。説明資料で配付というのは今後していきたいと思えます。

今後どのように結ぼうとということではございますけれども、時期的なもの、いつにとい

うことはちょっと今こういう途中の状況の中で、いつということは明言ちょっとできない状況でございます、やはり協議を重ねながらの状況になろうかと思えます。

また、協定の違反があったらすぐ取り消しという方法ではなくて、根本的解決をとということですが、その辺について、7月7日でしたか、市民文化会館の小ホールで沢登議員さんのほうからも買い取りを県のほうでしていくということも一つの解決の方法じゃなかろうかというようなご質問もされた経過もあったわけでございますけれども、その中で県のほうとして、それは一応極論の話で、なかなか買い取るという議論にはならないでしょうというような、そういうようにも思っていますというような回答もその時点ですいている中でありまして、いずれにしましても、県の許認可権の中でのこういう業でございますので、なかなか市のほうでこうするという状況、具体的に、今は我々この協定の中でどう進めていくかという、安全を確保していくかというところの今努力しているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） この幼保の再編整備につきましては、23年度いっぱいをもって第3を廃止するというような計画になっているわけでございます。これにつきまして、やはりある程度時間はとらなければならないというようなことで、事前に保護者あるいは地域に対して説明をさせていただいてきたところでございます。

先ほど教育長からも答弁していただきましたが、この計画は今後の少子化の進行ですとか、あるいは施設の老朽化、そしていろいろな保育ニーズ、教育ニーズの多様化、そういうものに総合的に対応するためには、もう本当に下田市としてはこれをやっていかなければならぬだろうと我々は考えております。

そういうことから、今、審議会をお願いいたしまして審議していただいておりますので、その答申を尊重して、この計画、いろいろ計画に対する条件等はあるかと思いますが、それを尊重して我々とすれば進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位4番。1、下田市の負担少なく市内経済活性化となる事業について。2、共立湊病院問題について。

以上2件について、11番 土屋誠司君。

11番。

〔 11番 土屋誠司君登壇 〕

11番（土屋誠司君） それでは、議長の通告どおり質問いたします。

質問の1番目として、下田市の負担少なく市内経済活性化となる事業について伺います。

下田市には仕事がない、財源もないと言われていることから、下田市の費用の少ない高い補助率であり、将来固定資産税等の公平な負担につながる事業や下田市の税金投入の少ない保育行政を起こす等の2点を提案し、当局の見解を求めるものです。

まず、最初の地籍調査事業による市内経済活性化と課税の適正化について伺います。

この件は、これまでも何回ともなく地籍調査事業の実施を質問してきましたが、当局は、事業の効果はわかりますが、財政難、人手不足を理由にしてきたところであります。3月31日付国土交通前原大臣より、各市町に地籍調査推進要請書簡での内容は、国土調査の促進特別措置法及び国土調査法の一部改正が成立、国土調査事業10カ年計画の期限延長と市町の軽減負担を図る地籍調査未着手市町に早期の着手の要請であります。

さらに、本年5月、県が静岡県第6次国土調査事業10カ年計画を策定し、地籍調査未着手市町の解消の推進として、県交通基盤部農地局農地計画課より8月25日付地籍調査の推進についての文書には、地籍調査の目的は、現在、登記所に備えつけられている土地に関する公的記録は現地の実態を大きく異なっているものが多く、このため地籍調査の実施により、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍の測量を行い、これらの結果を登記所に送付し、登記簿に反映させるとともに、地籍図を公図にかわる正確な地図として備えつけるであります。

地籍調査の効果としましては、固定資産税の適正化、災害復旧の迅速化、土地取引の円滑化、官民境界確認事務の効率化などが挙げられます。それと地籍調査未着手市町の解消についての要望があります。

県内の未着手の市町は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町の5自治体だけあります。国土調査法のカウントには未着手ではありますが、下田市は土地改良事業の吉佐美ほ場整備事業14.5ヘクタール、稲梓ほ場整備事業の52.5ヘクタールや本郷・中地区の区画整理事業、これは面積は知りませんが、何ヘクタールかは国土調査法19条5項によって、国土調査の成果と同一の効果があると認められるものが散在しているので、国土調査法のカウントには未着手となっております。

ほ場整備地の例を挙げますと、ほ場整備のときには約2割の縄伸びがあったということがあります。整備区域と整備区域外では公簿面積の実面積の差が大きく、税負担にも不公平で

あります。正確な地籍が下田市の発展のもとになります。地籍調査事業費に算入できる臨時職員が雇え、測量会社等にも仕事が増え、市内経済の活性化にもつながります。市町が調査を実施する場合は、事業費の2分の1は国が負担し、4分の1を県が負担し、残りの4分の1が下田市の負担であります。その4分の1の8割が特別交付税で交付され、実質負担は事業費の5%となります。さらに、これらに対する臨時職員賃金も事業費となるため、下田市費が少なく、雇用の増と正確な地図ができ、公平な課税・税の増収にもつながります。

これらの事業をする必要人員は三、四名であります。市職員は1から1.5名で可能で、事業参入臨時職員二、三名を雇うことがこの事業でできます。下田市全体の104.7平方キンを調査すると、標準事業費で想定しますと10億6,407万5,000円の事業費となります。実質の市負担は1億997万5,000円となります。19条5項は除かれますので、さらに安くなります。

国・県よりの要請も受けとめ、市内経済の活性化や税の公平負担等へ事業を進めていくかを市長に伺います。

2番目として、幼保再編計画案について伺います。

現在、下田市幼保一元化に向け審議会が開かれ、将来認定こども園を1カ所にするため、第3保育園跡としておりますが、6月議会でこの場所は津波が想定され、50センチから1メートルと危険であると指摘していますが、当局は2階建てなので万が一の際にも2階に避難することで対応できるであったが、果たして幼い子が10分間で2階に避難できるかが疑問であります。

12月の新聞報道にもありましたが、政府は2013年度からすべての幼保を一体化したこども園としていましたが、幼稚園・保育園両施設を併存させながら、こども園を増やす方式で意見集約の方向となったことや、数年前より公立保育所に対しては国・県よりの運営費の補助がなくなり、保育園舎建設に対しても補助が何もありませんことから、下田市の地域の負担を少なく、公有地に民間保育園を建設させ、運営させることを公募すべきではと考えますが、市長の考えを伺うものです。

下田市民が下田市の保育料に対して、正しく理解されていない。わかりやすく市民に説明すべきであります。

公立保育所と民間保育園では保育費用が異なっていると思っている市民が多いと聞きます。公立、民間どちらへ入園しても、所得割の保育料は変わりません。地域保育所には所得が関係なく一律の9,800円であります。一律の保育料を課しているのは静岡県下で下田の2保育

所だけです。

来年度入所希望者は、保育所の定員に対して56.6%であり、僻地保育所の定員の79%と僻地保育所に入所希望が多いのは、これは保育料が安いと多く聞きます。僻地保育所保育料を所得割にすべきと何度となく質問してきましたが、いまだに改革されてないままであります。

公立保育所、公立僻地保育所、民間保育所の下田市税からの負担額と父兄負担額を20年度、21年の予算で見てもみますと、子供1人当たりの下田市からの税金は、20年度は公立保育所にかが65万2,000円かかっております。公立僻地保育所には45万2,000円、民間保育所には19万5,000円であります。また、父兄からの子供1人当たりの保育料の負担額は公立保育所が22万4,000円、公立僻地保育所は11万8,000円、民間保育所は24万6,000円であります。21年度の下田市の税金からは、公立保育所には64万4,000円、僻地保育所には36万9,000円、民間保育所へは21万2,000円あります。子供1人当たりの保護者の負担は、公立の保育所には22万7,000円、僻地は11万5,000円、民間は26万5,000円となっております。

これらからわかるように、下田市費から公立保育所には民間保育所の3倍強ものの税が投入されております。また、保護者の負担額は、僻地保育所と公立・民間保育所との負担差は倍以上であります。ということで、1カ所に認定こども園を建設するのではなく、当分の間というか、国もそういう方向になりました。ですから、地域の子は地域で育てる方式で、現ある幼稚園等は耐震がなければ小学校へ統合するとか、そういう案と、保育園はどうしても必要でありますので、先ほど申し上げましたように、公有地に民間保育所を公募する考えはないか伺うものです。

次に、共立湊病院問題について伺います。

来年度より、指定管理者選定については多くの疑問・問題があることから、事実関係をお聞きしますが、組合議会内のこととして細部の回答ができなければ、無理には求めませんが、多くの市民が疑問や問題に思う点や、これから下田市負担が増すのではとの危惧から、市長として市民が安心できるような説明をしていただきたいと思います。

これから申し上げるものの情報源は、病院議会や病院の運営委員会の傍聴やインターネット等で調べ、自分なりの解釈ですので間違いがあれば訂正もお願いいたします。

まず、12月5日に、湊病院組合は来年4月から指定管理者をSMAに議決されましたが、組合議会では賛成9、反対2で静岡メディカルアライアンスを平成23年4月から指定管理者として、原案どおり可決しましたが、指定管理者選定議案審議前に、指定管理者公募を求め

る請願書の審査は行われず、指定管理者の議決後に形ばかり上程し、民意を無視した病院組合議会のあり方はいかがかと思えます。

聖勝会の借金問題や社会医療法人として、県内で医療資格のないところと病院建設仕様変更を協議し建設費を増額、医療機器購入も当初4億円であったものが6億円に増額したことを運営委員会では何も説明もなく、4首長の賛成も得られないまま議案上程したことや、運営委員会開催前に臨時会招集の告示をした問題点もあります。

組合特別会計損益計算書の損益では、当年度末処理欠損金が33年度まで続くなどの重要な資料が組合議員にも配付されてなく議案を上程した問題点、社会医療法人JMAが静岡県で社会医療法人のままでは医療行為が不可であることを正副管理者はいつ、どのように知ったのか。病医組合配布資料にも、静岡県から社会医療法人のままでは指定管理者になれないと8月24日にJMAに指導があり、翌日の25日には病院組合事務局長に県の担当者から同様の説明がされているところでもあります。また、その8月25日の夜の病院組合運営会議においては、JMAは指定管理者となれないことの報告がされない状態で、地域医療振興協会への回答期日の月末を待たずに、23年4月から24年4月末までの地域医療振興会への委託要望の取り下げを決定しました。また、同期間をJMAに前倒しでお願いをする決定をしました。これは社会医療法人JMAのままでは静岡県では医療行為はできないところをお願いすることは間違っていたのではないかとも思いました。

9月3日、社会医療法人JMAのままでは静岡県で医療行為ができないことを承知で、JMA本部へ鈴木管理者、石井副管理者は出向き、23年4月より指定管理を頼み、規模縮小も理解しており、2次救急に特化した継続を要望し、診療体制の縮小に伴う損失補てんは組合の可能な範囲で対応したい。これは上限は設けずだそうです。そして、指定管理者を受託要望しましたが、これらの内容が運営議会で了解されているのかも疑問であります。

JMAからはスタッフの募集、開院前準備費用6,000万円プラス2,000万円、新病院開院時要望を前倒しでお願いしたいと要望されたとあります。

推測するところ、昨年の21年4月1日に社会医療法人として認可されたJMAは社会医療法人の厳しい認定要件をわかっていたのではないかと推測されます。理由は、ある病院組合議員が法改正があると言っていたと聞いたことを聞きました。また、平成24年5月、新病院開院時までには法改正が行われ、社会医療法人として静岡県に進出できると踏んでいたのではないかとも思われます。

9月7日に市役所の市長室で、県の鶴田理事、曾田局長、青木支援局長、木塚課長より鈴

木管理者、石井副管理者が指定管理に伴う社会医療法人の制約、病院事業債借入期限の対応についての説明を受けたとあります。

9月17日、鶴田理事、橋本病院組合事務局長が厚労省医政局指導課長へ要望に出向いたそうです。内容は、許可のない県へ社会医療法人が進出しても、社会医療法人を取り消されないよう、認定にかかわる取り扱いの改正を要望したということです。

9月22日の運営会議においては、JMAは社会医療法人なので静岡県では医療行為ができないことを各首長に初めて、当初の約1カ月後に説明したということです。さらに、このことを記者会見で発表しながら、報道しないようメディア各社に要請したという問題があります。

10月1日、運営会議で、JMAの受託条件を承認が同意され、赤字補てんやJMAに新医療法人立ち上げを一任が運営会議で合意されているのかも疑問があります。

10月7日、病院管理者らは県知事に、23年4月からの空白は解消されたと報告していましたが、JMAが母体となって県内の法人を継承し、その法人がどこの法人か不明のまま議決もされないことを決定の報告とは、議会軽視であったとも言えます。

10月12日、聖勝会を継承した静岡県メディカルアライアンスと県に報告したとありますが、10月28日までどこが継承するのかという発表をしなかったこと。公募ではなく、条件は緩め、JMAを採用した真意を市民に説明すべきであります。

4首長や多くの組合議員に情報は流さない病院組合の運営に問題や疑問があります。間違いがあったな訂正をお願いします。

多くの市民は、疑問があるJMAになぜ指定管理者をしたのかについての管理者としての説明ができましたら、ぜひお願いいたします。

病院宿舍の建設についても、9月にも質問し、特命の随意契約はできないと指摘してきましたが、この特命随意契約というのは発注者の都合として、特定の事業者を指定して契約を締結する方式で、競争性がないため落札が高どまりし、予算の無駄遣い、予定価格の根拠となる価格資料を契約予定者から聴取せざるを得ないことが多く、契約予定者による価格操作が容易で、予定価格が形骸化しやすいことから、平成18年に見直しが行われ、特命随意契約可能な事例は大幅に制限されました。

予定価格が2億円以上の工事については、工事目的物の有する特性にかんがみ、一般競争入札に適さないものを除いて、一般競争入札によると、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議が平成18年2月24日付で地方公共団体も同様の改善が講じられるようになっており

ます。総務省、国土交通省は、入札契約適正化法・公共工物品質確保等に基づき取り組む取り組み状況を調査し、結果を報告するとなっています。2億円を超える特命契約をしてもいいのかについて、競争入札へ移行できないものは、規格競争もしくは公募を行うことになっていますけれども、市長の見解を伺いまして、以上、趣旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 市内経済活性化という見出しでもって、地籍調査事業、これはもう私が市長になりましてからも土屋誠司議員からは何回となく質問されておりまして、その都度庁内で検討した経過がございます。今回、その中で議員が先ほど申し上げましたように地籍調査に関しましては、国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案の成立に伴いまして、本年3月31日付、当時の国土交通大臣の名前で、私のところに地籍調査を着手してくれという要請がありました。その後、国によるアンケート調査、それから県による説明会等が実施をされてきたわけであります。

議員のご質問の中でも言うておりましたように、県のほうでも試算をしておりまして、この長くかかる地籍調査の46年間の下田におきましては調査期間が必要になるということで、市負担の想定額が46年間で約10億7,000万円との説明も受けているわけであります。

当市といたしましても、この地籍調査の必要性、効果については十分認識しておりますが、今までなぜ着手できなかったということは当然のことながら、財政上の問題等が絡んでおりまして、直ちに着手できる状況ではなかったというふうに考えております。

それから、近隣の町等の状況を聞いても、実際に既に過去に着手したところが休止をしているような状況下に追い込まれているようなことも考えますと、慎重にやりたいということでもございました。

第4次の下田市の総合計画の位置づけでございますけれども、中間年である平成27年度までは、再三言うておりますように、庁舎の建設、それからもろもろの大規模な事業が予定をされておりますので、財政計画とか人員面でも厳しい状況ですので、位置づけることは困難というのが我々の今の考え方でございます。

中間年に基本計画を見直す予定ですが、見直し対象事業に位置づけることもまず検討していかなければならないという立場にあるということでもございます。議員がおっしゃるように、大変有利な事業でございますが、長期的に財政負担を伴う事業をスタートするというのはかなりのやはり決断を持って判断をしなければならないということで、現時点では事業化をす

ることは困難というふうに考えておりました、今後、国とか県がどのように動いてくるのか、あるいは近隣町の動向を注視しながら適切に対応していきたいというのが私の答弁でございます。

それから、幼保の再編計画等につきましては、担当課のほうで述べさせていただきます。

それから、病院組合の関係でございますが、ちょっと質問等が事前の質問と少し変わっておりますので、ちょっと答弁も難しくなっておりますが、いろいろ過去の流れの中のことを市長は明らかにしなさいというようなご質問であります。先ほどから言っておりますように、私は組合のほうの副管理者という立場、それから先般いろいろな問題点がすべて解決をして、12月5日に病院組合の臨時議会が開かれ、もろもろの問題点が解決をしてスタートしたところでございまして、この時点で前向きに市民のほうからは、先ほど申し上げましたように、やっと問題点がいろいろ解決してスタートができたという中で、しっかり24年の5月に開院できるように頑張ってくれというエールを送られている中で、こういう問題点を下田の議会の中で、あれがこうだったとか、当時こうだったとか、ああだったとか、ちょっと記憶も余りないもんですから、ちょっと答弁しようがないという中で、最後に職員住宅の関係ですかね、公共調達という言葉が出てきましたが、ちょっと私この言葉は余り理解をしていないんですが、何かあれですか、2億円以上のものについてはというようなことですが、ちょっとこれは私のほうでは答弁できないという状態であるというふうに思います。

というところまでしか答弁できないということをご了解いただきたい。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、幼保再編の関係につきまして答弁をさせていただきます。

先ほども答弁させていただいたわけなんです、この幼保再編につきましては、少子化、それによる各施設への入所者の減少ですとか、施設の老朽化に伴う園児の安全性が低下している。また、多様化するニーズへの対応、そういうことを総体的に解消するために、この再編を我々としてはやっていきたいということで計画をさせていただいたものでございます。

その計画案の中でご提示させていただいておりますように、将来的な入所園児数、そういうものの推計から考えてまいりますと、やはり今の既存園をそのまま残すということが難しい、集約を検討せざるを得ないというふうなことになります。

そういうことから、各地域からのアクセス等を考えると、やはり中心部へ設置することが望ましいだろうというようなことで、現状では第3保育所の敷地が適地であるというふうに

判断しているところでございます。

また、説明会や審議会等の中でも通園の負担の軽減ですとか、津波等に対する安全の確保、そういうことに対しましてご意見いただいておりますので、我々とすればそういうご意見に対しまして、当然対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

津波の対策といたしましては、前の議会でもお答えさせていただきましたとおり、堅牢な2階建ての施設をつくるというようなことによって、2階へ緊急的に避難していただくと、そういうことでお子様の安全は確保できるというふうに思っております。

また、できることであれば、当然建物の基礎を例えば50センチあるいは1メートル上げて、建物自体を高くする。あるいは地主さんとの協議ともなってくるわけなんですけど、敷地全体をかさ上げするとか、そういうことも場合によっては考えられるというふうに思っております。

また、淡交荘跡地に民間保育所を公募できないかというようなことでございますが、議員もこの質問の中でおっしゃられましたとおり、国のこども園構想というものが今揺らいでおります。そういうことから、なかなかどういう結論になるのか今わからない中で、民間さんが手挙げをしてくるという状況には今のところないのかなというふうに思っております。

また、もし手挙げがあったとしても、施設建設に向けて今あります耐震化のない施設を何とか26年度までに廃止して、安全性を確保できる施設に子供に入所していただきたいというふうに思っているわけですので、その時間的な問題をクリアできるかということが難しい状態になっているのではないかとこのように思います。

そういうことから、公立の施設を我々としてはつくったほうがいいというふうに考えております。

そして、確かに民間保育所の建設のほうが国からのお金が入るというようなことで、市の持ち出しが少なくなるということは間違いはないんですが、今申しましたような状況の中で、我々とすれば公立の施設をつくって対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） まず、地籍調査ですけれども、いつも答弁同じですけれども、ここへ来て、今年、伊豆縦貫道の環境影響評価の準備書面が出てきて、そういうこと等からしまして、今から土地のこういう調査することによって、そういう事業が速やかに進んでくると

思うんです。そういうことですから、ぜひそういうところから、46年間といってもぼちぼちやっていけばいいんですよ。市長はただ一生懸命毎日やろうとしているんですけども、ぼちぼちやっていけばいいんです。1平方キロぐらいからやっていけばいいということです。

それから、今まで下田市はほ場整備等で整備しています。それはもう正確さは認められていますから、それらを1つ、2つつないでいけば、国土交通省のほうのこれにカウントされますから、そうすれば着手したということにもなりまして、静岡県内で市では下田だけなんです。ほかにも休止したりいろいろ始まっていますけれども、ぜひこれはもう一回、せめて調査費ぐらいつけて、少しずつやっていくというようなことはできないかということと、何せ下田に仕事がなくいろいろなところが困っています。ですから、建設ばかりでなくてこういうところでもやれば、少しでも仕事が増えてくると思うんです。もう一回、どうですかね、市長。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 先ほど市長の答弁の中にもございましたように、地籍調査につきましては、土屋議員から平成17年以来再三ご質問をいただいております、なかなか前向きな答弁ができなくて、非常に恐縮するわけですが、今回、県のほうから詳しい数字が示されてきております。下田市の場合には市域が全体で104.7平方キロメートルありまして、そのうち国有林とか公有水面除きますと、実際に地籍調査の対象となる土地というのは101.24平方キロメートルというふうに試算されております。うち、都市部とか宅地とか、農用地とか、林地に分けまして、それぞれ平方キロメートル当たりの金額を乗じますと、事業費としまして全体で21億9,950万円ほどかかるということでございます。このうちの5%が1億997万5,000円ということで、これが市の負担であると。

さらに、人件費としまして、先ほど市長の答弁の中にもございましたように、1人当たり標準単価700万円でございます、大体標準的には職員3人必要だということでございますので、46年間で約9億5,400万円、人件費が必要になってまいります。ということで、全体で市の負担が10億6,407万5,000円という議員の質問の中にあつた数字になるわけでございます。

確かに地籍調査の必要性というのは、先ほど議員のご質問の中にもございましたようにさまざまなメリットがございます。ただ、なかなか事業着手しますと、長期間かかりまして、また境界確定ということで非常に民の問題もかなり介入してくるという、そういうこともございますので、なかなか慎重に対応したいというところがございます。

今回、県のほうが下田賀茂地区の地籍調査が進んでいないということで、来年度から25年度にかけて、地籍調査の着手推進モデル調査ということで、松崎町を対象に県事業で国の資金を入れまして調査を進めるといふ、そういうお話を伺っております。

したがって、このモデル調査の結果を見ながら、また下田市も近隣の町の動き等も勘案しながら今後対応していきたいというふうに考えておりますので、その辺はぜひご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 今、課長が3人ほど職員が必要だと言いますが、県に聞きましたら1から1.5で大丈夫だといふ。というのは、臨時職員を雇ってやればそれは事業費に入るからもっと下がるわけですよ。これは理想を言っているわけで、よそもみんな調べたんですけれども、大体1人から2人ぐらい。だから、退職者とかいろいろな有能な人を雇ってあげれば、それは事業費に入るからもっと安くなるんですよ。そういうことをぜひ考えて、縦貫道を促進するためとか、森林とか間伐事業等でも測量が要るけれども、先進地の日田市なんかは、もうその地籍があるからそこはもう測量しないでそのまま間伐ができるとか、そう進んでいるんですよ。それで、税金が今までやったところと、ほ場整備やったそのところの差は大体2割ぐらい違うんですよ、税金が、そういうところの公平化とか、そういうことを考えたら、ぜひ、ただ金がかかるじゃなくて、こういう事業を起こすことによって市に国からお金が入ってくるわけですよ。そういうことをやらなかったら、市はますます疲弊してきますよ。その辺については、もう一回どうでしょうかね。

会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで時間を延長します。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） ただいま議員さんのお話の中にございましたように、例えばOBを嘱託職員として雇用したり、臨時職員を雇ったその辺の経費については事業費の中に算入できるということで、当然国庫補助とか、あるいは交付税の対象になるということでございますので、人件費分はその分軽減されるということとは間違いございません、制度としまして。

しかし、先ほども市長の答弁もありますし、私も答弁している中で、第4次の総合計画、この見直し事業として、現在位置づけるというふうに考えておりました、先ほどの繰り返しになりますけれども、このモデル事業等がどういう形で進められていくのか、そういったところも参考にしながら、この中間年での見直しということはどう位置づけるか、その辺をしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 総合計画に入れるじゃなくて、ぜひ下田市はほ場整備とか区画整理でかなり面積をやっているんですよ。それをつないでいけばそういうふうにカウントされるから、モデル事業ということでもなくとも下田市の実績が示せると思うので、ぜひこれは検討してください。

それから、保育園ですけれども、第3のところは津波で危険でありますけれども、子供が2階へ10分くらいで避難は絶対できないと思うんですよ。ゼロ歳からいくわけですから。これはそれとして、国も認定こども園をすぐやれじゃなくて、方向が変わってきますから、ぜひ、今民間に公募しろと言ったら、今だったらそういうチャンスがあると思うんです。市のお金出さなくて民間にさせるという方法が。市の何分の一かですることができるわけです。それと、民間にやってもらえば不都合はないし、運営費だって3分の1くらいで済むわけですよ。そういうことから、ぜひこれは市の計画は見直していただきたいと思います。

それから、先ほど、これも前から言っていますけれども、僻地保育所へは希望者が多いというのは、父兄からも聞きましたけれども、やっぱり保育料が安いというのがやっぱりメリットになっていると思うんです。そういうことを聞きます。ですから、これはぜひ、県内でもここですよ、こんなことやっているのは。ですから、これはぜひ所得割にして公平な負担としていかなかったら、これは行革も何もあったもんじゃありませんけれども、どうでしょうかね。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 再編整備につきましては、先ほど申しましたような事情の中から、我々とすれば今、審議いただいている計画案が最適というふうに思っておりますもので、審議会の答申を待ちたいということで今臨んでおります。

僻地保育所、地域保育所の関係でございますが、これも再三、誠司議員さんからはご指摘を受けているところでございますが、何度も申しますが、給食を提供していない、認可保育

所ということに変えるということになれば、所得割にするということは認可保育所にしなければならないということになるかと思しますので、その辺の給食施設をつくるというようなことが、果たしてこれからいいのかということもございまして、我々とすれば、今この再編計画を進めている中で、2つの地域保育所についてその運営の仕方を変えていかなければならないということについてどうなのかというふうに思いますもので、とりあえず再編計画の審議の結果を待ってみたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 再編計画の結果を待つんじゃなくて、ぜひこれは、こういうこと、市としてもいろいろな状況が変わってきたら、そういうことを検討すべきだと思うんですけども、国の方針が変わってきそうになってきたときですから、ぜひこれは検討していただきたいと思います。

それと、保育料の所得割ですよ。これはだから、下田だけなんですよ、こんなことやっているのは。これはぜひ、さらに当局で検討していただきたいと思います。

次に、共立湊ですけども、みんな答えられないところですけども、自分が言いましたのは、署名運動をやっておりまして、そのとき皆さんから何でJMAなのと。それが大もとです。それにはこういうことがあったからそうなるということ、それを説明してほしかったからということ挙げたんですけども、どうもこれはいろいろな疑問点があって、市長はこれで解決したと言いますが、今からまた何かおかしいことになるんじゃないかと、それが心配されます。

それから、先ほど言った病院の宿舎ですけども、平成18年に、国はこういう特命契約の制限を加えたんですよ。予定価格が2億円以上についてはまずいということが。それが、市長は何かわからないと言うけれども、これはちゃんと調べて答弁してくださいよ。自分はそういうのをインターネットで見たんですけども。そういうことがなかったらいいですけども、これまずいということになると、やったらどうなりますか。それこそ補助金返還というか、会計検査で引っかかるんじゃないですか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 先ほどのご質問の中で、公共調達の適正化ということがちょっとわからなかったんですが、今調べてみたんですが、この問題につきましては、今回の事業というのは本体工事というのはプロポーザル方式という中であって、宿舎等の建設はそれに付随して追加するものであるという解釈です。

それから、建設費の予算計上時に議会に説明し、承認を得ており、総合評価方式の拡充に追随しているというふうに考えると、ということで問題ないのではないかというような見解を示させていただきます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 今、市長からの病院は本体に付随したものだということになると、この前9月にも指摘したんですけれども、変更額が3割を超えるか超えないか、ぎりぎりのところかと思うんですけれども、そうすると公共工事の入札のあれには引っかかるんじゃないですかね。

それから、公共調達の適正化に関するという、18年2月24日に出されましたことに対して、これに対して、市長はいいと言って、これでもしまずいことになったらどうなるんでしょうね。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 常に議員はそういう言い方をして、何かあったときには責任とるのかというようなご質問でございますが、今答弁しましたように、これは予算計上時に病院組合議会にしっかりと説明をして、承認を得ている総合評価方式の拡充に追随しているというような理解で、プロポーザルのために宿舍建設費もそれに付随した事業であると、こういう考え方のもとにやらせていただいたというふうに答弁しておきます。

議長（増田 清君） いいですか。

11番（土屋誠司君） 終わります。

議長（増田 清君） これをもって、11番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時 6分散会